
令和8年 第1回(定例)桂川町議会会議録(第3日)

令和8年3月11日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和8年3月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第1号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第4号)
- 日程第3 承認第2号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第4 承認第3号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第6号)
- 日程第5 議案第11号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第12号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 報告第2号 工事請負契約の変更について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第1号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第4号)
- 日程第3 承認第2号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第4 承認第3号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第6号)
- 日程第5 議案第11号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第12号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 報告第2号 工事請負契約の変更について
-

出席議員(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 林 英明君 | 2番 下川 康弘君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君 |
| 9番 原中 政廣君 | 10番 青柳 久善君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	藤木 秀臣君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長(林 英明君) おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案等について、報告第2号が提案されました。

お諮りします。報告第2号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思います。が、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 英明君) 異議なしと認めます。したがって、報告第2号は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第1. 一般質問

○議長(林 英明君) これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番、柴田正彦議員。

○議員(3番 柴田 正彦君) 柴田正彦、30回目になります。一般質問に入ります。

今回は、1、12月議会で取り組むと言われたことの進捗状況、2、大将陣山の中腹に計画さ

れている産業廃棄物処理施設の計画、3、一般廃棄物処理基本計画、4、職員給与など、5、町財政、6、施設の見直し、7、町政報告について質問いたします。

1、12月議会で取り組むと言われたことの進捗状況についてに入ります。

子育て支援課を教育委員会部局へ移すことについて質問いたします。

教育長は従来より、その方向で行きたいと言われ、町長はその方向で教育委員会と協議しながら進めたいと言われていました。資料1になります。現在どのように進んでいますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

現状において、表面的な動きについては目に見える動きはございませんけれども、具体的には、前にも申しておりましたように、認定こども園の建設の状況に合わせて進めていく必要があると思っております。そしてまた、担当課、教育委員会の中ではそういった必要に応じた協議が進められているものと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 4月から動くかなとも思いよったけど、もう少しかかるんですかね。早めにしたほうが動きやすいんじゃないかなとは思っております。

資料2です。これは大刀洗町の行政組織図です。

ここの大刀洗町は、こども課が教育委員会に入っています。こども課の中には学校教育係、子育て支援係、こども家庭係となっています。実際にこういうふうに組織をつくりながらやっているとありますので、いろいろと幾つかの問題があってもやれるとは考えております。早急に取り組んでいただきたいなと思っております。今後どうしていくのかなど。進めていくのは間違いないんですよね、だから。町長。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 進めていく方向性についても間違いありません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では次です。

資料3になります。

不登校への取組、12月12日の一般質問での質疑の内容です。教育長のところになるんですけども、不登校への取組について、教育長は、現在、中学校に校内支援教育センターを置き、成果が上がっていると。それで、これを桂川小にも置きたいと。さらには、学校までまだ足が遠のいている児童生徒を対象とした学校とは別施設の、公的な教育支援センターの設置運営をしたいと言われていました。現在、4月がもう始まりますが、どのようになっていますか。

○議長（林 英明君） 教育長。

○教育長（大庭 公正君） 12月議会の答弁と変わりはありませんが、現在、桂川中学校においては校内教育支援センターを設置しており、その効果が明らかになっていることから、今後も継続して設置をしていく予定であります。

また、今期の中学校の実績から、不登校の多い桂川小学校にも国及び県の支援を受け、校内教育支援センターを設置していきたいという考えに変わりはありません。またさらには、福岡県の事業であります学校までまだ足が遠のいている児童生徒を対象とした、学校とは別施設の公的の教育支援センターを設置・運営する事業を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 手を挙げていきたいと、12月で言われていました。実際これは通ったということですか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 今後の取組というところだと思いますが、今回、新年度の当初予算の中にも、桂川中学校の校内教育支援センターの指導員というのは継続してお願いするようしておりますし、また、国及び県の予算成立待ちではありますが、桂川小学校の校内教育支援センターの新設、学校までまだ足が遠のいている児童生徒を対象とした公的の教育支援センターを設置・運営する新規事業の予算成立をお願いしているところであります。

また、これらを指導できる人材が不足をしているということを言いましたが、現在、退職教員の方々、それとか不登校に対応できる福祉法人等をお願いをして、人材の確保に当たっているところであります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。着実に進んでいる。非常にうれしいです。町の皆さんもほっとされていると思います。

では、3のほうに入ります。

資料4です。学校の在り方検討会議というところです。

町長は学校の在り方検討会議を開き、そこで案を練っていきたいと言われていました。それで、町政報告でも触れられていたんですが、この学校の在り方会議を何回開かれたのかな、そしてどのような内容になったのか。町政報告では簡単でしたので、少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この学校の在り方検討会議という形では2回開催をいたしました。まず、基本的な現状認識や当面する課題、こういったことについて、どのように整理し、進めていくかということについて協議をしたところでございます。

今後の進め方も含めて、優先順位といたしますか、何から手をつけるのかということも含めて検討し、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そして、新しい組織をつくられていくということを町政報告で述べられていましたので、それは7のところを改めて質問いたします。

では、4のところに入りたいと思います。こども誰でも通園制度です。

いよいよこれが始まりますが、この制度のことを、もう一度、教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） こども誰でも通園制度とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的に、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保育所や認定こども園等を月10時間利用できるという制度であり、本町におきましては、令和8年4月1日からの実施を予定しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 12月の質問の中で、これを受ける保育園ちゅうのがなかなか厳しいだろうと思っていましたら、一応考えていただいている園がありますということでした。4月から受け入れてもらえる状況なのか、そしてもしそうならば、どこがということをお教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 本町での受入可能な園でございますが、町内の私立3園全て受入可能でございます。現在、4月からの実施に向けて手続を進めているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） なかなか受入側も大変なところだと思っておりますが、今後どのように取り組まれますか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 今後の取組としまして、まずは令和8年4月から4月1日からの制度開始に向け、受入施設との連携を図りながら、安心して利用できる運営体制の整備を進めてまいります。また、制度の周知や利用しやすい環境づくりに努め、保護者の子育て負担の軽減と子どもの健やかな成長につながるよう取組を推進してまいります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 井上町長にお願いなんですけど、12月言ったように、この制度を受け入れるの、意外と保育士をさらに雇ったりとか、いろんなことで大変な状況のようです。うちの町の3園が新しくいろいろ変わる中で受け入れてもらえるんですけど、今後ともいろいろ課

題が出てくると思うんですが、バックアップしていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） はい、担当課とも十分協議しながら進めていきたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしくをお願いします。

では、2に入ります。

大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の計画についてです。

この問題について学習会を行いました。井上町長も参加していただきましたが、学習会に参加されていかがだったでしょうか。感想や意見がありましたら教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、この学習会を開催していただきましたこと、それからそれに対して御案内もいただきまして、ありがとうございます。学習会に参加して率直に思いましたことは、大変重大な問題であるということ、このことを確認できたというのが一番大きかったと、私自身は大きかったと思います。

ただ、学習会に参加された方を対象に取られましたアンケートの結果といいますか、それについても拝見させていただきました。いろいろな意見があることは、これは当然でありますけれども、全体としては、自分たちの暮らしの環境を守るため、自分たちも一緒に勉強していく、あるいはやっぱり取組について本気度、これをどうつくっていくか、そういったような非常に前向きな意見が多かったと思います。

ただ、そればかりでもなくて、中にはこの勉強会の目的は何ですかと、十分理解していただけてない部分もあったかと思っておりますけれども、また、この勉強会に参加して反対する気持ちが薄らぎましたという、そういう表現もありました。そういうことからしましても、どれが正しいとか間違いとかそういうことではなくて、これからの取組の中でどのように生かしていくのか、そういったことが大事なんだなということを肝に銘じたところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私も同じようなことを思いました。反対する気持ちが薄らいだというのは1人だけいらっしゃいました。あとは全部全てむしろ前向きだったと思っています。九十何人かアンケート回答されていましたが、町長が言われよった目的は何なのか、つまり勉強ばっかりしよってもどうしようもないだろう、この後どうするんかという意見だったと思います。だから、この後の方向性というのは、やっぱり考えていかないといけないんだろうなと思っています。

ただ、まだこの学習会、1回しかしていませんので、もう一度、4月25日に学習会を行い、

その後どんな方向にするかというのは、これはまた住民の皆さんと話し合わないといかんし、アンケートにもあったように、飯塚の市民の方が言われていましたが、飯塚も一緒にやっていきたいのということを言われていました。これから始まったということですので、連携してよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問です。

次の質問は、保険環境課と建設事業課の2つの課に関するものになりますので、保険環境課長、建設事業課長の順でお願いします。また、町長は御意見があったらその後でお願いいたします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 保険環境課のほうにつきましては、福岡県のほうに環境調査書というのが提出されたという報告は受けてはおりません。進行形という形で聞いております。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 町長の行政報告にもありましたように、報告すべき大きな変化がないという状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） とはいえ、僕も県のほうに産廃関係に行ったときも、書類は出していると言われていました。下書きの下書きみたいなのが出てきていますと言われていたので、その後はないということでしょうね。ただ、今後は動きがあるかなとも思うんですが。

その3です。

今後考えられる業者の動き、福岡金属興業の動きについて分かる範囲で教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 私どものほうにつきましては、先ほど申しました環境調査書というのが、これは紛争予防条例に基づいてのフローになりますので、そちらのほうは業者のほうで進められていくものというふうに理解しております。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今後考えられる業者の動きということでございますけれども、今の当地につきましては都市計画区域でございまして、建築基準法51条、ただし書き許可が得られなければ建てられない施設になっております。こういった形で、今後、福岡県のほうから意見の照会が来ることが考えられます。

もう一点は、都市計画法上の開発申請許可を受ける必要がございます。これにつきましては、関係手続上、桂川町の同意等、こういったものを求めてくることが考えられます。

あともう一点、町有水路条例がございまして、こちらに関する利害関係人の許可等、こういったものを必要とします。こういった手続が必要になるかというふうに捉えております。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 4です。

では、それに対して、町としてはどのような対応をされますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 県、あるいは飯塚市との連携、これを図っていくことには変わりはありません。現実論として、とはいえやっぱり、県、飯塚市、それぞれの立場や責任の度合いが、その違いがあることは避けられないと思っております。桂川町としては、いわゆる当事者といいますか、桂川町内のことでありますので、そのことについてまず意識を高く持って、そして住民の皆さんとしっかりした連携を取っていきたいと、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 先ほど、原中課長が言われた建築基準法第51条ですが、少し私のほうで調べたことを言います。この建築基準法51条では、火葬場、汚物処理場、産業廃棄物処理施設、ごみ焼き場など、周囲の環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるので、原則、建築が禁止されています。ただし、都市計画審議会を経て、都市計画上支障がないと認められ、許可を得た場合は、建設可能となると書かれています。だから、福岡金属興業はこの51条をクリアするために動いているはずだと、産廃問題に詳しい方から聞きました。

それで、私は飯塚市にある県土整備事務所に資料の開示請求をしました。1月28日に決定通知書が来ました。取りに来いと来ましたので、取りに行きました。開示は1枚のみです。1枚の表紙といいますか、それだけです。そこには福岡金属興業が事前審査を申し入れますという文です。そして、その中身については不開示となっています。公文書の一部は開示ですが、内容、この実際の添付資料については非開示、だから、いわゆる表紙の1枚だけって感じです。ということは、中身はもう出しているんです、県に。向こうは明らかに。今後、その動きを強めると思います。何で開示しないのかと聞いたら、まだ確定した情報じゃないからと言われました。ということは、業者は県に出す、県が指導する、さらに書き直して持って行く、この繰り返しが多分出ると思います。

ということは、これは町に対しても同じことを起こすと思いますので、今後、町にもそんな資料を持ってくると思いますので、後手を踏まないようにしていただきたいんです、町長、そこは、一つ間違えれば、もういいんだねと、ずっと動く可能性がある。県がそう見る。

だから、こんな理由で問題ですとか、きっちり指摘しておかないかんとやないのかなと思っておりますので、できるだけ、そこは何が適切かっていうのは、僕もちょっと分かんないんですけども、丁寧に返していきよかんと大事になるんだろうというのは、学習会のことで思いました。

住民が反対しようから反対と言ったらそれ何なりませんよと言うちゃったように、今後、多分、町を責めてくると思います。

それで、書類がこれから出たとき後手を踏まないように対処していただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私どもといたしますか、町としてこの建設については反対の意思をきちんと表明しております。その反対のための活動といたしますか、情報収集も含めてしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そして、それと同時に、私たち調査特別委員会とも連携していただきたい。一体としてやっていかないとこれはいけないと思っておりますので、そこもよろしいでしょうか、お願いして。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） どんなふうに言ったらいいんですかね。基本的な方向性とかやり方については、それはもう当然これまでもそうでしたし、一緒にやっていきたいと思っております。状況がどのように変化するのか、相手の出方といたしますか、そういったことも非常に気になるところです。そういった一つの岐路を迎えるようなところがあれば、十分協議をしていくということにしたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） お願いいたします。先ほども言われた飯塚との連携なんですけれども、例えば飯塚の連携というのを、どのように具体的に、それぞれの課はされるのかな、また、町長はされるのかなというの、少し考えがおありなら言ってください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） うちのほうの担当課のほうとは、飯塚のほうとは電話等でやり取りを行っております。直近で申しますと、先月行われました桂川町の産廃の学習会、こちらについても担当課のほうに情報提供をしております。実際に担当課のほうから2名、御出席をいただいておりますので、そういった形で連携のほうを図っておる状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） なぜかと言ったら、講師の方も言われていたんだけど、私も考えて本当そうともより最初から思いよったけど、飯塚のほうは、むしろ影響はあり得るんですよ、あれは、場所的には。だから、連携しないといけないと思っているものです。町長、何かつけ加えることありますか。先ほど言われたことでいいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） このことについては、これからが問題だと思っておりますので、これまでの連携もありますけれども、これからのまた新しい連携、そういったものについても考えていく必要があると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしく申し上げます。みんな初めての経験で戸惑っております。何とか成果を上げていきたいと思えます。

ということで、一つ、私、あちらこちらにこの件で聞き回っているときに、実は筑穂町では、産廃問題が起きたときに担当の職員をつくったそうです、永芳町長るとき。非常にそれが効果的だったと聞いております。桂川町でもその配置の検討をされませんか。いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 旧筑穂町がどういう形で取り組まれたかはちょっと分かってないんですけど、この問題については、非常に広範囲にわたって総合的な取組が求められると思っております。ですから、状況によってこの関連する範囲が広いものですから、ある意味専門的な知識、ある意味専門的な取組が必要になってくる。

そうしたときに1つの担当者、あるいは部署という形を取るのが果たして有効なのかどうかというのは、ちょっと疑問に思うところです。いろんな情報に対する対応についても、やっぱり町を挙げて取り組んでいくという姿勢、1つ担当ということで位置づけてしまうと、全てがそこに集中してしまう。とてもじゃないけれども、対応できないんじゃないかと。ただ、これからどのように変わっていくか、その状況を見極めながら、最もいい方法を考えていきたいと思えます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 詳しい人を置くという手も、今ぽっと思ったんですけど、あるのかなと。私は何でこんな言っているかという、今後、川野さんとこと、名前言ってもしょうがないな、保険環境課と建設事業課にどんどん来ると思うんです、流れから言ったら。そのときにこちらは九郎丸のごみ焼き場問題、こっちはこども園の問題。そこが大変な状況の中だから、ここの連携がいるだろうと言われたように、そのつなぐ役、また、そこに向き合って連携できる人がないと多分動かないかな、なかなかうまく機能せんだろうなと思うから提起していますので、ちょっと動向を見ながら、ぜひ考えていただきたいと思うし、そろそろ勝負時かなとも思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に入ります。

新ごみ処理施設についてです。

一般廃棄物処理基本計画です。これからの質問は新ごみ焼却施設に関わってきますので、まず

最初に、私はごみの焼却場に対して私の考えを述べておきます。そして、幾つかの矛盾を質問の中で提起していきます。私、まずごみ焼却場は必要だと間違いなく思っています。ただ、今計画されている大型ごみ焼き場は要らない。あれはおかしいと思っています。これは、私、最初からずっと言っています。

ごみは分ければ資源です。だから、ごみの分別を徹底し、再資源化する、そしてごみを減らす。SDGsというサステナブルな社会、それを求めるためにはどんな焼却場が正しいのでしょうか。そう考えたときに、僕は次世代に対して胸を張ることができる、こんなの造ったんだよと、再資源再生センター、資源をもう一回再生するセンター、そういう形のもの位置づけたい。今できるのは、今のまんまの大型ですよ、今の焼却施設の。それって、20年、30年、そのまま続けるんですかというのが疑問の根本です。

質問に入ります。

12月議会で聞いて桂川町の一般廃棄物処理基本計画があると聞いて驚きました。お尋ねします。この計画書を出したのはどこですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） この計画につきましては令和4年3月に策定をしております、計画の主体につきましては桂川町のほうで計画をつくっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 令和4年3月、2022年になります。そろそろ大型ごみ焼き場が表に出てきたときなのかな。そう考えると、最初から大型ごみ焼き場に専念しとったんかしらとか、ちょっと心配になることもあります。

では、この計画書の作成費はどこが出したんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） この作成費につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合も同時期に計画のほうを策定しておりますので、そちらのほうで作成費のほうは支出をされております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） おかしいでしょう。ふくおか県央は、途中から、この大型ごみ焼き場について問題じゃないかと言い出したときから何を始めたかといったら、ごみを持ってくるのは市や町の責任です。うちは焼くだけですと言い出した。でも、違うじゃん、この時点じゃ。自分でこの計画書も出しているわけでしょ。一体だったんでしょ、もともと。非常に違和感がある。

では、次の質問行きます。

家庭系ごみ、いろんなごみがありますけど、家庭系ごみに集めます。それはみんな問題になると思うからです。この計画書、50ページに1日に1人が出すごみの排出量が令和元年度、つまり——元号が分からないもんでごめんなさいね——2019年、692gなんです。なぜか2036年に724gになっているんです。増えているんです。桂川町、SDGsやりよるんじゃないんですかね。何でこんな計画立てたんですかね。立っちょんですかね。

質問です。直近といたら、もう2024しかないと思うんですが、2024年度の排出量はどうなっていますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 直近の2024年、令和6年度になりますけども、そちらのほうの1人当たりの排出量は636gという形で56g減となっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 5年間で56g減っているんですかね。これだけ減っているんです。いいことなんです。ところが、何ででっかいの造るんですかね、減りよるのに。人数も減るのに。今後も減るのに、というのが疑問なんですよ。最初から大型ごみ焼き場造りにかかっとなんやないのかなと。誰が何のためにというのが気になっています。

続けます。

ごみは減っているときに、少なくとも家庭系のごみは減っているんです。それなのに大きいのを造ろうとした。そして、2019年というのはSDGsを言い出しているんです。この計画書の中にも入っているんですよ、1ページ目にSDGsと。計画でしようこととやっていることが違うなと気になっているんです。だから、何回も今まで言いましたように、先に大型造るの決めて動いてないね。その質問が、実は県央議会で何回も出ている。文書を見たら、もう決まっとなんやないかというのを議員さんが質問しています、何度も。よう、それはあり得るのかなと心配です。そんなので造っていいのかな。

では、次行きます。

減量してんですよ。努力してんですよ。担当課も、町の皆さんも。だから、そこをお願いすればもっと僕はなると思うんです。

資料5です。

これ、この中の14ページだったかな、入っていた。その14ページは、実は桂川町の総合計画からピックアップしてある。つまり、総合計画の中でこんだけのことを考えています。この中に上の四角の、下から3つ目に、ごみの減量化・資源化の推進とかあるんです。基本政策①の環境に配慮したごみの適正処理の中にもごみの品目ごとの処理体制の再検討とあります。私の思いと重なります。

実際、じゃあ、どんな取組をしたんだらうということで、あれもこれもは複雑になりますので、2点だけそこに挙げております。

1点目、減量化のあるんですけども、ごみの減量化・資源化の推進の、ごみの減量化のため、これまでどう取り組まれたか教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） これまで計画にも上がっておりますけども、リサイクル団体、活動団体の補助、それから生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機の購入の補助、それから各行政区、役場等に設置しておりますリサイクルボックスによる拠点回収、こちらのほうで減量化の取組のほうを行ってきております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 確かに、だから減っています。

その次、6です。

ごみの品目ごとの処理体制の再検討とあるんですが、これ、どのように進めてきましたか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 今年度、令和7年につきましては、2市1町の担当課長、それから担当レベルのほうでの会議を計4回行いまして、ごみの分別方法等の取組について協議を行っている状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 4回で間に合わないと思っています。課長はなられて1年目で、それまでの経過がよく分かってないと思うので、町長も言われてもいいですよ、副組合長としてではなく町長として述べてもらって結構ですので、途中で言えるところは言ってください。

では、次に行きます。

②です。

計画書を8年度に見直してつくるちゅうことになっていると思うんですが、どこがつかりますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきましては、桂川町において作成をいたします。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 進行状況どうなっていますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まだ令和7年度の実績等が確定しておりませんので、現在はまだ検討段階というところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 先ほど言われた飯塚と嘉麻の連携、今後どうされますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 飯塚市のほうでも見直しを行うというふうに聞いておりますので、そちらのほうとも時期とタイミング等を合わせて連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 僕の大事なポイントの次です。4です。

ごみの分別・削減・資源化は、今までテーマになっていたんですか。それとも今後テーマになりますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 今回の計画の見直しについては、7年度のごみの収集量が確定した後に収集運搬量やごみの減量化・資源化の取組について見直しを行っていくことになっておりますので、こちらについては見直しを行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） もっと前にしとったら違った形になったのになとずっと思っています、この間。僕はそのことは県央の事務局には何回も言いました。九郎丸に説明来たときも言いました。議員に質問に対して答えに来られたときも同じことを言いました。はい、はいと言われて、あるとき急に、分別・削減は、うちやりませんと言いはじめました。でも、この本も作ったんですよね。何があってんですか、県央は。気になります。

では、県央議会の中で県央の議員が指摘しています。市町と連携して進める必要があるだろうと言われました。そのときに事務局はそうしていくと言われたんです。やっと言いました。するしかないでしょ、せなできんでしょと僕は思っていますけど。では県央とすると言うんですけど、手だてありますか。一緒にされますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 県央のほうの計画につきましても、令和8年度に見直しを行うようになっておりますので、各市町、飯塚市、桂川町との数値というのが基礎になってくるかと思っておりますので、こちらにつきましても、並行して県央のほうとデータのやり取りとか、そういったものは図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それぞれの2市1町から出てくるごみの種別が違ったらうまくいくはずがない。ということは、そこはきちっと考えておかないといかん。それを考えないで先

に大型ごみ焼き場を造ってどうするかちゅう話ですよ。井上町長、それぞれの市町の話合い、さらに県央も入ると言っていますから、これを早急に進めるように、町長として意見を言っていたきたいんですが、よろしいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） それぞれの進行状況もあろうかと思えますけども、今、御指摘の部分については必ず連携が必要になってまいりますので、その旨、私のほうからも意見として出していきたいと思えます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 2市1町と一緒にやらんともう駄目ですから。進行状況のずれが出たらアウトになりますので、お願いします。

この焼却場、一旦造ったら20年から30年は使い続けますよね、当然。そうなれば、そこにもお金かかるんですよ。大きいごみ焼き場造ればいっぱいかかります、結果として。

うちの例なんです、実は冷蔵庫の扉がなんか閉まらなくなった。そのときに妻と話したのは、というか、妻が話してきたのは、冷蔵庫を買い替えたい、そうやね、だから今度は小さいのにするしかないよという話です。2人とも年金生活者になりますので、大きいのは要らない。金として出せないし、また必要ない。2人暮らしになっていますから。とともに考えているのは、私、何か作ったら、全部どんどん冷蔵庫入れて、整理せんでいっぱいなっとうよと言われる。これもちゃんとしてくださいねと言われていました。また、買物行っていっぱい買うんじゃない、少し買うことになるだろう、そういったことを話し合いました。

何でこの焼却場についてはそんな話にならないんですかね。なぜならないか。自分のお金じゃないからですよ。市民、町民のお金だからですよ。自分のこと考えたらこうならんでしょう。金もどこもないのに、大型冷蔵庫買いますか。その前にちょっと節制して工夫をするというのが普通でしょう。つまり、焼却に関しては分別・削減、そういったのを徹底するということになるはずなんです。それが無い。なぜか。

お願いがあります。町の皆さんから意見を聞いてほしいんです。聞く中でそんな状況ならごみの削減に取り組むという話は必ず出てきます。私の周りにはもう出ています。今がチャンスなんです。でっかいごみ焼き場造ったらもう終わりでしょう。そんな話はすっ飛びます。もう入れるしかない。入れりゃいいんだから。それが本当に正しいんですか。子や孫に胸を張れるんですか。

いずれにしても、分別。そうやったり工夫すれば、焼却場の機能が変わります。スケールも変わります。構造変わりますよね。だから、ごみの分別が先って言ってんの。何でごみ焼き場から先考えるんですか。今回、土地の問題でもめた結果として、少し止まって、ちょっと小さめのを造るという話にはなっています。どこまでかは分からん、本気かは。これまでの県央を見よったら、

このとおりになったら困るんですが、僕の想像です、何か増やします。何か増やすとしたらプラスチックごみ。これを増やすと思います。大任町、そうしていましたよ、田川は。分別ちょっと増やしました。スケールは100ちいいよったのが98ぐらいになってくる。小さくしました。見直しました。これが大体の行政の手ですし、ふくおか県央は九郎丸の土地の問題、ゴールを2回動かしましたからね。シュート決めるためにゴールを2回動かしましたからね。僕は疑問を持っています。

いずれにしろ、ごみの分別・削減は市や町の責任なんです。確かにそうです。ですから、町の皆さんにどうしていいのかという意見を聞く機会をまずつukらないといかんと思うんです。そんな機会をつくりませんか。町長、どうですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 意見を聞く必要性ということでございます。必要性というのは感じてはいるんですが、次年度、どういう形でやっていくかというのは検討段階でございますので、まだ具体的には決まっていない状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 決まってからでは遅いんです、だから。決まる前に聞かないかんのです、いろんな意見を。決まったから、はい、これで行きますから意見を言う。そんなのじゃ駄目なんですよ、これは。だから、もっとその前に意見を聞かないといかんじゃないかと言っているんですが、町長、どうですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 意見を聞くということで、どういう形で意見を聞くのか、あるいは何について意見を聞くのか。そういったことについては、事前に、どういいますか、十分な検討をする必要はあると思っています。意見を聞くということで、そういう設定をどうするのかということについてもありますし、先ほどから議員が言われておりますこの県央と構成市町と市の関わり方、そういったことについても検討する必要があると思っています。

ですから、いずれにしても、意見を聞くことについては、必要かと思っていますので、そこら辺についてはもう少し検討したいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） これをしてもらわないと皆さんのお金を使うことになります。それも、20年、30年使うんですよ。県央議会を傍聴していていつも同じ話が出ます。あそこが大体大丈夫なんか、あそこは大丈夫なんか、それぞれの進めたい議員がしゃべっています。だからあその施設もたないか、早く造れば、だから、施設がもたないから早く造れというのが一つ。私もそう思っているんです、実は。遅れば遅れるほど、お金が高くなるよ、資材費高くなるよ。

この意見も出ます。これは進める側からどんどん出る。僕も同じことを思っているんです。ちゃんと見直したらいいと思うよ。僕も事実だと思います。しかし、考えてください。この提案、大きなごみ焼き場提案してきたのは誰なんですか。県央の執行部でしょ。そこの責任を最初に問われるでしょ、その前に。そこはどこ行ってんですか。

もう一つ、県央の議員の責任もありますよね、そこはどうなってんですか。私はやっぱりそこからきっちり議論してほしいなと思っています。何度も言います。これから私たちの子どもだけでなく孫たちまでも使うものなんですよ。そして時代は変わりますよ。これ、石油が今後高くなったらまた全然変わりますよ。完全になるのは分別・削減が当たり前になってくることです。

では、次に行きます。

職員給与などについてです。

実は、文教厚生委員会では、もう従来からボーナスとか、いろいろのを予算とか見よって、何かいろいろするために職員と会計年度任用職員の差があるねということが疑問が出ていました。いいのかね。同一労働同一賃金ではないんかね。大体どうなつとんかね。これは、総務経済建設委員はもうずっといつも聞かれているから理解されているのかもしれないけど、私たちは分からんやっただです。職員だけ地域手当があることもおかしいと出ていました。おかしいですよ。僕も思います。

12月議会で会計年度任用職員にも地域手当の制度ができました。よかったです。できたのはいいんですけども、しかし、職員は、地域手当2%分が4月からずっともらって、遡って、4月から4、5、6、1、2、3まで、つまり12月分が入った。ところが、会計年度は1、2、3月の3月分しか出ない。12月議会でこれが問題になりました。総務経済建設委員の報告、すっかりしなかったんで、質問もかなりいたしました。僕も出しました。そんな中で一つだけ回答を言われたのは、確かにそれあるなと思ったのは、130万の壁がある人が、セーブしながら働いている人がおるのに、そこを考えたら、上げるの困るんじゃないかと。だから、12月までは上げなかったら計画的になるだろうと。これ、下川さんが言われている。そうだろうと思いました。

しかし、それ全部じゃないでしょと話していたんです。その一例を全てにするのは間違ってるんじゃないかと。全部欲しいちゅう人もおるでしょ、当然、と私は思ったんです。でも、総務はそうは思っていない。多分、いろいろまだほかの要因があるのかなと思うけど、下川さん言われたことで、あとの4人は一言も言われぬので分からない。むやむやしています。なおかつ、私は大きなどじをしました、このときに。

それで、これ決めたのは、当然こんなお金のかかることですから町長でしょう。町長にお尋ねします。実は飯塚、嘉麻市は会計年度も4月に遡って12月分を支給していました。桂川はなぜ

会計年度任用職員に4月まで遡及しない、1、2、3だけにしたんでしょうか。この理由を教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件につきましては、昨日の大塚議員との一般質問のやり取りの中でも触れたところであります。基本的に、この会計年度任用職員について、これは支給することができるということですから、そのことについてはそれぞれの自治体の条例で定めなさいということとあります。

そういったことを前提として、本町におけるこの会計年度任用職員、以前はいわゆる臨時嘱託職員というような表現で言うておりましたけれども、こういった職務内容とか、あるいはそれぞれの責任の度合い、あるいはこれまでそのポジションに配置してきた経緯、そういったことを考慮したときに、よその事例とはまた異なった事情が本町にはあります。そういったことを総合的に判断して、いわゆる7年度の12月議会において提案をし、そして8年の1月から支給するという状況になったところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 言われていることは分かります。分かってないんです。言われていることは聞きましたし、それは頭では理解できますが、そうなのかなという思っているだけです。何とかな、職務内容というのが違うんだと。そうかもしれんねと思いました。これ、そもそも出てきたのは同一労働同一賃金という形で出てきたんです。ところが、実際問題として同じ仕事をしていたらそうなりますよね。ところが、職務が違う中で同一労働同一賃金というの、確かに言われるとおりに違うのかな。責任があるない、どうなんだろう。

ただ、学校の場合は講師であろうが何だろうが、学級の担任でいっちょまえせないかんのですよ。親は、この人講師やからと緩くしません。そんなこともそれぞれケース・バイ・ケースであるだろうなと思いました。総務の報告を何回も読みました。総合的にと、町長言われているのがあるんですよ。総合的にというのはあれもこれも合わせて総合的でしょ。だから、全部これを言えばいいんです。これをひっくるめて判断したとなるはずなんです。何となく総合的な言葉で覆って、何か分からなくなっているなど気がしています。

あちこち行ったらまずいので、総務経済建設委員会のその説明の中に次のようなものがあるんです。不公平感が生まれないようにするためにと書いてあるんです。だから、3か月やったら不公平感が生まれないと読み取れる、僕には。ということは、12月やったら不満が出るということですよ、理屈上。そんなもんですかね。そこは分からん。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、冒頭に言われました同一労働同一賃金という考え方ですけども、

表現としては非常に分かりやすいんですけども、現実問題としてはこれ違うんです。何のために会計年度任用職員といっているのかといえば、それは正規職員との区分です。

だから、これまで、先ほど言いますように、臨時嘱託職員という形で仕事をお願いしてきた。そこには正職員とはその責任の度合いとか、あるいは職務内容の難しさ、そういったものについておのずと違いがあります。そういったことも含めたところで、議員が言われます総合的という要素というのは幾つかあるかと思うんですけども、そういったものを全体として考えたときに、桂川町のこれまでのやり方と飯塚、嘉麻、これもまた違うんです。同じではありません。

ただ、それを国として取りまとめていく、そういう考え方の中でこの会計年度任用職員という新しい制度が、四、五年前ですか、にできたところなんです。ですから、まだまだ不十分な対応があるろうかと思えますけども、そういったことについても、これからだんだん是正されていくものと、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何も知らんやったちゅうのはよく分かってきたんです。ついでに言えば、先ほど言われた同一労働同一賃金という名の下に切りやすい人をつくっていったちゅうのが国の施策だろうなと思っております。最初から言われていた。実質そうになっている、現実。そこに町まで乗っかるんかちゅう思いがちょっとあるんです。

不公平感の話に戻りますが、何でなるのか分からない。いいですか。給与違うんですよ。正職、例えば皆さんだったら500万もらっていたとしたら、下川さん言われてある程度金が要る人は120万ぐらいになるでしょう。2%なんです、両方とも。500万の2%だったら10万。120万の2%だったら2万4,000。いいですか、一様に2万ずつ上げるなら不満が出るかもしれない。でも2%ですよ、一様に。それが不満が出るのは、勉強してこいと言いたいです。

では、次に行きます。

ちょっと納得いってないけど……。

○議長（林 英明君） 柴田議員、暫時休憩しましょう。次の開会を12分から。暫時休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長にもお話聞く中で、いろんな要因があったちゅうのは分かりました。ただ、2%、380万、それで不満が出るとは思えないとも思っています。ただ、困る人がいるちゅうのは下川さんの言われたとおり、それも分かります。一人一人できんやっただけかな、

できにくいんだろうなとも思いました。

実は、私の反省はこの12月にこの議案に賛成したことです。自分が何ちゅうたか言います。「おかしい、整合性がない。ただ、僕はこの地域手当が出ることに反対しませんし、会計年度の方に出るということはいいことだと思っていますので賛成です。ただ、問題があります」。だから、おかしいということ指摘して、私は賛成しますと言ったんです。何か妙に格好つけた言い方して。おかしいなら徹底して論議しましょうしかならんやっただろうなと。それをサボった。そして、何か格好つけて偉そうなことを言うてる。総務の5人は多分賛成するだろうなと思ったし、通るやろうなという計算もありました。でも、文教のほうはおかしいできっちり反対に回られてた。非常に、僕はそうすべきだったんだろうって、今思っています。

一番前に座っておると、様子が全く分からんとですよ。僕、7年間ここですよ。席替えを望みます。

次です。町長、この2%にした中に財政の問題も入っているでしょう。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる財政難だからというような、そういう理由は成り立たないと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、次です。

会計年度職員というのは非常に厳しい立場と思います。で、質問です。この会計年度任用職員、これは職員のように組合があるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 組合はございません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 公平委員会ってありますよね、そこには話を持っていけるんですか、彼らは。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 公平委員会に会計年度任用職員から申立てすることはできます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 現実として、町と闘うことになるからなかなか言えないと思うんですが、だったら第三者である私がそこに申し入れることは可能ですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 公平委員会の申立てにつきましては、公平委員会の制度は地方公務員法に基づき、職員本人の権利救済を目的として設けられているため、原則として申立ては該当

者の本人がするものと理解しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、これは機能しにくいですね、現実には。

では、次、行きます。本年度の人事院勧告の内容について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 本年度、人事院では、月例給では民間給与の格差3.62%を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げの改定により、全体として3.3%引き上げる勧告を行っております。ボーナスにつきましては、民間の支給割合に見合うよう、年間支給月数を0.05月引き上げる勧告を行っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 人件費総額が上がっているなど実感があります。予算書を見ました。かなり上がっています。予算書でそれぞれの総務課なら総務課、かなり上がっています、それぞれが。で、お尋ねなんです、昨年度、本年度、来年度の人件費総額、どうなっているか教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 当初予算ベースでの比較になりますが、特別職、一般職、会計年度任用職員等に関する費用の合計金額でお答えさせていただきます。

昨年度、令和6年度は13億582万5,000円、今年度は令和7年度になりますが14億4,783万1,000円、来年度、令和8年度につきましては15億4,740万5,000円となっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ざっと1億ずつ上がっていったら思われます。今度、今年人勧アップがあったらまた増えるだろうと。

それで、3の質問なんです、今後とも給与が上がってくると思います。今、ずっと人勧、上げているから。ということは、人件費も上がるし、町の総予算の中の人件費が上がってくると思うんですがどうでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在の社会情勢を鑑みますと、人件費が増加する可能性はあると考えております。人件費が増えれば、歳出に占める人件費の割合は高くなる傾向にありますが、一方で、大型事業や工事費等が増え、歳出の総額が大きくなれば、人件費が増えても、必ずしも人件費が占める割合が高くないという場合も出てくるかと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 通常の状況だったら増えるということになると思います。

それで、5にそこに入るんですが、町の財政が非常に厳しくなっているんですが、その要因は何なんでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 要因ということですので、端的に申し上げますと、自主財源に乏しいということが挙げられると考えております。本定例議会に提案中の令和8年度当初予算に計上しております数値を用いて申しますと、歳入総額77億1,873万円のうち、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の合計であります町税、予算書上では1款になりますが、これの合計が12億3,989万8,000円、比率にしますと16.1%でございます。

一方、国税、県税の一部が配分されます各種譲与税交付金や地方交付税の合計、予算書上では2款から12款になりますが、これが26億9,140万円、比率にしますと34.9%であり、国の財政措置が町の収入の最も大きな割合を占めている状況にあります。

こうした中、健全財政を常に念頭に置きながらも、限られた財源、資源を駆使しまして、多岐にわたる行政サービスに何とかして対応してこようとしております状況が、議員御指摘の厳しい町財政ということになろうかと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 課や執行部でその辺をしても、なかなか分からないと思うんですよ。外部のある程度の判断を仰がなどは思っています。

小川淳也という代議士がいまして、今、中道のリーダーになっているんですけど、僕を、彼を知ったのは映画の中です。「なぜ君は総理大臣になれないのか」それからその続編である「香川1区」。彼はその中で、次のように言っているんです。「これからは、あれもできます、これもできます、それもしますとは言えません」って。「それ、すいません、できませんと言わないかん。ただ、これはやっています」と。この人はきっちり見ている議員だなと僕はそのとき思いました。

この町も、何もかもができないと思うんですよ。切るとしたときに、内側におるものは切れなと思います。だから外の目が要ると思うんですよ。外部からの診断を一度仰いだほうがいいと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 昨年の11月に福岡財務支局、財務省の出先機関によります財務状況ヒアリングを受けております。町が起債、借金をするときに、その資金を福岡財務支局、財務省から調達する、借り入れるということがあります。このヒアリングは、福岡財務支局が資金の貸手側として償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況、債務償還能力と資

金繰り状況を把握しようとするもので、ヒアリングを踏まえて作成されます診断書の交付により、財政の健全化に関するアドバイスや、財務状況悪化に対する事前警鐘が行われるものでございます。

なお、この診断書は今月末に交付される予定となっております。

この診断結果を受けまして、改善すべき点を一定程度は見いだすことができるものと考えておりますが、即効性のある改善策が打てるかという点、これはなかなか容易なことではないと思っております。

そうした意味では、議員御指摘の内容が民間企業等で行われております経営診断のようなものでありますならば、その必要性は感じられるところではございますが、行政の場合は非効率でも行政だから担わなければならないという施策が多いこと、また、行財政全般が対象となりますため、その作業量や費用対効果、適正な診断機関の選定など、十分な研究が必要で課題も多いと考えられますので、宿題として受け止めさせていただければと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） なかなか複雑だなというのは分かりましたが、宿題でずっと持ってもらっても困りますし。

僕は桂川町の弱点が分かっているんです。昨日と同じ今日、今日と同じ明日、これが執行部が考えているイメージです。議員はどうか。同じです。昨日と同じ今日、今日と同じ明日。だから、次の発想がない。そうする間に遅れていった。だから、僕は一回外部から見て、何が大体問題点かというのは、探してもらうちゅうか、冷静に見てもらおう。もちろん、そのとおりの必要とかないんですよ。それを見ながら、判断が出てくるやろうと思っているから提起しています。町長、いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） おっしゃることは分かります。分かりますが、あえて言えば、昨日よりも今日、今日よりも明日ということになるかと思えます。意識の持ち方、問題点のチェックの仕方として、私どもはやっぱり、現実的に可能であるかどうかというのがどうしても最優先で考えるところです。と同時に、そういうことが住民の皆さんから望まれているかということについても考えるところです。

ですから、先ほど御指摘のように、いわゆる財務ヒアリングといいますか、外部からのチェックを受けるということについても、その必要性を考えながら対応していく必要があると思っております。どんなふうに言ったらいいんですかね、いろんな自治体で成功事例というのはあります。そういうガイドブックもたくさんあるわけですけども、やっぱり各自治体によってそれぞれ違うんですね。同じようなことをすれば、同じように成果が出るというようなものではないと思っ

います。そういう意味であえて言えば、桂川町に合ったやり方というものを考えていくべきだと思いますけども、そのヒントとして外部の意見を聞いてみるということは、それは必要だと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしくお願ひします。そして、ほかのところを見ても意味がないわけじゃないと思っています。何回も僕はここでも言いましたが、北川正恭さん、マニフェストを言った人。彼は徹底的にパクれって言うんです。中途半端でやったらいかん、危ないって。TTPといいます、徹底的にパクリ。

だって、いっぱいお金かけて、いっぱい試行錯誤して、その中でやってきたサンプルがあるのに、これに学ばない手はない。もちろん、そのままやったら失敗します。これを焼き直す。そういう意味で、僕は他に学ぶべきだと思っています。私たちが考えることはたかが知れています。能力ないから。だから、学ばばいいんです、そこは、と思っています。

では、次ですが、施設の見直し、ちょっと時間がありませんので6月にします。

では、次です。町長の町政報告の中でちょっとお尋ねしたいと思います。①町長は町政報告で非正規労働者を会計年度任用職員にと言われました。なぜそうするのか教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと誤解がないようにしておきたいんですけども、これは全ての職員というわけではございません。先ほどの議論にも関係するんですが、いわゆるこれまで臨時嘱託職員として雇用してきた、そういう人がたくさんいらっしゃるわけですけども、それに会計年度任用職員という制度が新しくできました。そのときの国の指導の中で、現在、実際働いている方の不利益にならないように措置すべきだということが示されておりました。ですから、本町の場合には、臨時嘱託職員の中でも、事務系の職員については会計年度任用職員という位置づけをしました。

ただ、その別に、いわゆる委託契約によって雇用している職員もおられます。ですから、今回ここで言っているのは、いわゆるこれまで事務系の臨時職員というそういう位置づけ、あるいは委託職員の中でも一定の労働条件といいますか、指揮監督下にあるという、そういったような判断の中で会計年度任用職員として採用すべきだという、そういう判断がありますので、その判断にのっとって会計年度任用職員としての採用を4月以降行いたいということでもあります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 線引きが非常に難しそうだとは思いました、聞きながら。あと、会計年度任用職員にすると同時に、ある程度の責任はきっちりしてもらいたいなことが町政報告でも言われていました。僕はこれが悪いと言っているんじゃない、いいことだと思って。全て

とはしにくいんだなとも今聞いて分かりましたが、心配は先ほどのとこで。いいんですけど、人件費増につながりますよね。そこはどうお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 確かに御指摘のように、会計年度任用職員という制度の下に、国のほうからどんどん改正といいますか、それが出てくるんですね。例えば、先ほどから出ています地域手当にしてもそうなんです。新たに出てきます。そのことによって人件費が膨らむということは、これは現実の問題です。

私どもが今考えておりますのは、やっぱり先ほど言いました業務内容の整理とか、あるいは責任の度合いとか、そういったことについて、これはもう正規の職員にも責任があるんですけども、やっぱりその点検をきちんとやって、そしてやっぱり、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、無駄がないような体制づくり、そういったことを考えていく必要があると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 実際、きっちり動かしていくのもなかなか大変だと思います。今後の工夫が要るんだろうなと思いました。

②です。町政報告で実効性のあるハラスメント防止条例の制定と言われましたが、その前にちょっと引っかかっているのがあるから質問します、町長に。

昨日、大塚さんに対する質問に対して、町長、次のように言われたんです。「御指摘のように、ハラスメントを行った側は、自分はハラスメントの加害者という意識はない。被害を受けたほうも、それに相当するような課題があるんじゃないかというようなことも挙げられる」と。被害を受けた側がそれに相当する課題があるということは違うんじゃないかと思うんですが、どういうことなんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 多分、私の表現の仕方がちょっとまずかったかもしれません。要するに、相当するというのは、結局何もない状態の中でハラスメントが起こることはないんですよ。何らかの要因があってハラスメントが起こるものだと思います。その要因として引き金になる部分、この部分については、加害者にも、被害者にも、何か要因につながるようなものがあるんじゃないかと、そういうことのつもりで言ったわけですけども、ちょっと表現がまずかったかと思いますが、私が言いたかったのはそういうことです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 確認しますが、要因があろうがなかろうが、ハラスメントする側の問題ですよ、これは。それはいいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ハラスメントする側の問題であることは間違いありませんが、私が今までいろいろお話を聞く個別の案件の中でも、ハラスメントされた側がずっとされているのかといえ、そうでもないこともあるんですね。一時期は逆転している状況がある。ですから、一概に加害者と被害者ということで線を引いて分けるということは、この問題についてはなかなか難しいという、そういう気がしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それはどこかの部分を切り取って判断するしかないと思います。だから、差別の問題に関しては差別する側の問題です。これはもう確実に僕はそう思っています。これも同じと思います。いじめの問題は、いじめられる側が問題があるからいじめられる。違います。いじめる側が問題。だから、ちょっと引っかけたのはそういうことです。私はちょっとそこは疑問を持っております。

続けて、行きます。じゃあ、井上町長はハラスメントされたということはありますか。また、今、しているんじゃないかというような認識はありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ハラスメントされたというか、受けたという。（「した側」と呼ぶ者あり）ハラスメントを受けたということ。（「した側、自分が」と呼ぶ者あり）私がハラスメント。（発言する者あり）

○議長（林 英明君） 柴田議員、もう一回、お願いします。

○議員（3番 柴田 正彦君） 井上町長はハラスメントってやられた側だけなの、あ、そうなの。ハラスメントを行った側に、だから、したことがあるんですかと。やった側です。もしくは今やってるとかいうことを思ったことはおありですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 意識的にハラスメントをやったということはないと思っておりますが、仕事をしていく中で言い過ぎたといいますか、ちょっと強く言い過ぎたというようなことはたまに感じます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それがハラスメントかどうかはまた微妙ですよ。人間関係の仲もあるしねとは思ってます。何であえて聞いたかと、失礼かと、じゃないで、自分もあるからです。そして、私は今やってる可能性があると思ってるからです。それは、昨日、新聞探したけど出てこんやったですよ、探しているのが。要は、本人はしないにしても、相手がそういう状況にある。ああ、分からんな。

例えば、私、議員です。議員と職員の関係の中でどうなるんかちゅうことです。僕はそのつもりないんですよ、全く。お互いに意見をぶつけ合ってやっていく、それが当たり前と思ってますから、何か返ってきたほうがうれしいタイプです。でも、職員は言えない人がいっぱいいるんです。それはハラスメント状態といいますか、そういうのがあるんですよ。それは新聞に書いてあったんです。私はしてない、こう言うけど、相手がそういう状況に感じることもあるでしょって。そこはだから気をつけなでしようねって。例えば、それは町長です、議員です、そして皆さんたち課長です。その辺を常に意識しとかなないといけないよって書いてあって、そういう意味ではいつでもやりかねんなと思いました。特に、日本の場合は上下関係があるので、そこは危ういって、たしか書かれてたんです。

僕がやっぱり理想とするのは、実はマレーシア、シンガポールからマレーシア、ベトナムに行ったときに、マレーシアでレストランに入りました。フィールドワークで行って、みんなでレストランに入ったときに、大きなレストラン、きれいな。向こうでやり合いよるんですよ、明らかにそこのチーフみたいな人と、それから片やウエイトレス、これが言い合いよるんです。言い合うっちゃ失礼やな、意見を闘わしとるんです。日本じゃあり得ませんよ。ウエイトレスがあんだけきちっと言ってる姿。だから、けんかとか言い合いに思えないの。ちゃんと意見言い合っているんだ。この関係やないと本当はいかんよねと思いました。

そんな雰囲気がつくれるかどうかで、多分この町は変わるやろうし、庁舎変わるやろうし、学校とかでも同じだろうと思ってます。そういう意味で、自分のやったことなんだろうと反省もあります。そういう意味で、ハラスメントじゃないんだけど、いつでもそういう状況にある。下手すりゃ相手は思ってるかもしれない。

端的な例、言います。これ言うと僕、先輩議員に対してちょっとびびってるところがあるもので、何か怒られそうなんです。僕、あっちこっちによく学習とか行きます。その中で、ほかの議会のメンバーと大体グループ討議になって話すというような機会が設けられるので、話してるときに、何かの拍子に飲み会の話が出て、うちは全員で議員飲みますよって言ったら、えって言われて。そこに町長とか、三役も職員も入りますよって言ったら、えーってあきれられました。で、吉川さんは参加されないんです。吉川さん、何で参加せんとですかって言ったら、立場が違うでしょって言われた。

僕ら議員ですから、ちゃんと意見を職員とともに出し合う、それは大事です。それは飲み会の場である必要はないんだけどね。ところが、飲み会の場、一緒に飲むという状況の中では、常に職員が圧力をかけられている状況になってるということです。だから、僕、嫌やったんです。この人たち嫌やろうね、金出してから議員と飲まないかんって。僕やったら嫌やわねって、ずっと思ってました。だから、減らしてくださいって言いよった。コロナでなくなったからよかったで

す。つまり、そんなふう気づいてないんです。でも、本音で言ってちゅうたら、本当は嫌やっ
た人いっぱいいますよ。僕やったら嫌やもん。

で、何が言いたいかっていったら、そんなふうには立場的に犯しやすい状況であるとい
う意識がないといけないんだろうと思いました。で、この防止条例というのは非常に大事なもん
だろうけど、自分のものにしていかないと意味がないなとも思っています。単なる研修じゃなく
て、そういったところまで踏み込んでいかれたらと思っています。

では、最後のところです。1の3の2で言ったところなんですけれども、第6次桂川町総合計
画後期基本計画において、重点プログラムの柱と云われました。まず、もう少し重点プログラ
ムの柱ということをかみ砕いて教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 重点プログラムの柱といっても、いわゆる総合計画ですから、文章的に
表している部分であります。その中に教育環境の改善という項目を挙げておりますし、また、今
後の学校の在り方ということについても触れております。そういった項目を挙げて、さらに総合
計画ですから、それを具体化していく作業、それが今後必要だと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぼんやりしていますね。こども計画でも同じことがあったんです
よ。学校の在り方を見直すというのは。だから、いずれにせよ総合計画、柱ですからそこでなる
というのは分かりました。で、疑問なんです。その事務局が企画財政課って云われましたよね、
町政報告。なぜ企画財政課なんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議員も御承知のとおり、この学校の在り方というのは非常に大きなプロ
ジェクトと申しますか、いろんな形の要素を含んでおりますので、そういった取組を進める上
において、段階を追った取組が必要かと思っておりますが、現在の段階ではまちづくり全体の中に、
この学校の在り方というものをどういう位置づけをし、そしてどう取り組んでいくかというこ
とが必要だと思っています。

順番から考えましたときに、場所の問題、あるいは学校の形と申しますか。例えば、今、小学
校2校、中学校1校あるわけですがけれども、この形をどのように考えるか。義務教育学校とか、
小中一貫とか、いろんな形があると思いますが、いずれにしましても、そういった学校の基本的
な在り方というものを考える。

先ほど言いますように、用地の関係とかになってきますと、いろんな事業、例えば、県道豆田
稲築線との関係、そういった事業との関係が出てきます。ですから、今の状況の中では企画財政
課がまちづくりの基本的な担当ということで、その事務局を置き、そしてまた、内容がより具体

化してくれば、当然のことながら教育委員会が主管になるというような、そういう方向性を持っているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何か棚上げされて、せつかく何とかなるかなと思いつたのに、棚上げされちゃったって感じなんですよね。いつまでそれをされるんだらう。総合計画はある程度、今年中つくるんですかね。その中ではある程度明らかになるちゅうことですか、今の話は。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 学校の、先ほど言いました小中学校の在り方をどうするかということについては、ただ単に計画を立てるだけではなくて、住民の皆さんの理解が必要になってきます。ですから、まずは桂川町としてどういう形のもの、義務教育学校あるいは小中一貫あるいは今の状態の、要するに3校それぞれという、いろんな選択肢があるかと思えますけども、そういったものを1つにまずまとめる。それをしないと前に進めないという状況がありますので、そういったところから取り組んでいきたいと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） まだ理解できていない。何でかといったらこの問題は当然、教育委員会が学校教育課が一番分かっているだろうと思っているから言っているだけです。

一つは、企画が、また企画に行くんっていうのもあるんですよ。何もかも企画なんって。昨日の話じゃないけど、企画と財政を分けたらと言う人もおるのに、ほんならそうしたほうがいいって言いよんしゃったのに、またこれも行くのかな。だから、ある程度の総合計画に書くまでならまだ分かるんですけど、具体的になっていったら、もう当然、所管は学校教育課もしくは教育委員会にせないかんと思うんですが、それはいいんですかね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） それはそのとおりです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） すみませんね、ちょっとやっかみがあるものでね。また企画なんって。何でやっかみかといったら、企画になったら所管が総務経済建設委員会なんです。町誌がそうでした。多分、町誌は僕が一番詳しいんですよ。紙ベースはいらんちゅうたけど、町誌がいらんとは言っていないんです。

今度また学校を企画に持っていったら、また文教厚生委員会は外すんだと。すみません、器が小さいもので、そういうことを考えていました。決してそうじゃないんですね、あくまでも今の段階では、企画はトータルで見ていったほうがいいと。その後は学校教育課なりに一主体になってもらうということによろしいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） はい、そのとおりです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） すみません、本当、小心者の器が小さいもので、何かととととと、妙に考えちゃいました。よく分かりました。

3分あるのでちょっと戻ります。ゆのうら体験の杜と……

○議長（林 英明君） 6番ですね。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。まず、ゆのうら体験の杜から行きましょう。時間のある間やらせてください。あそこ、私が議員になったときはもう計画は進んでました。私はこの場で言ったんです、あれ、駄目になりますよって、人来なくなりますよって、確信があった。そのときも言いましたけど、うちは子どもが多いもので、ホテルとか取れんからキャンプばかりやった。もしくは宿泊施設です。だから、そういうところがどうなっていったかは一番分かってる。前行ったときは盛んになってた。それがいつの間にか商工会とかに譲られ、もしくは地元の人に預けられ、最後は潰れていったというのを見てきたから、ここで何と言ったかといったら、皆さんと議員と一緒にとにかくあらゆる手を考えましようって、あがきましようって。で、もし駄目ならば撤退しましよう、そう言いました。

いろいろ言われていたんですよ、こんなができる、こんなができる。一番印象に残っているのは6次産業、聞いたことがない。学校では1次、2次、3次までしかやっていない。何ですかって言ったら、2次産業と3次産業を合わせたようなものですよって言われました。今、できてませんよね。理想はよかったんだけど、残念だなと思ってます。これこそTTPやないで、中途半端なパクリやから、こげになったと思ってます。

フリースクールという、これは本来されたのは、全然違うところに行って違う体験させるところから始まったものなんです。時間になります。ここでやめます。6月にもう一回やり直します。

柴田、終わります。

○議長（林 英明君） 次は、原中政廣議員、どうぞ。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

残り10分しかありませんので、まず最初に、グラウンド・ゴルフ場の管理運営ということで1番に出しております。

実は、文教委員会でグラウンド・ゴルフ場に視察に行きました。その際、タイミングよくといいますか、情報があったのか分かりませんが、議会に対して要望書が出されました。これは

もう文教と議長も一緒に行って分かってあると思いますけど、そうした中で文教委員会で問題点、協議しました。

そのときに、この内容は議会から要望するだけじゃないで、実効性のある、できるだけかなえて、その要望にのっとりたいなということで、実は町長に要望書を出したらいかがですかということで、文教委員会のほうで私のほうから提案したら、それがいいですねということで、私のほうから3クラブの代表者に、町長に対しても要望書を出してくださいと。そして、議会としてもしっかり、両輪じゃありませんけども、こういう部分は両輪でいいんでしょうけども、対応していきますよと。で、答えを江藤課長のほうには、できるものはできる、できないものはできない、しっかり回答を出そうよということで、これまで進んできました。

時間の関係で要望書の要点、それと利用者人数、それから3番目の収支、ここまで一括でいいんで、一括で報告をお願いします。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） お答えいたします。

まず、要望書の内容でございますが、大きく2点、施設の改善、備品の更新、それともう1点が料金の改定でございます。具体的には6点ございまして、1点目がクラブハウス休憩室に冷暖房設備の設置をお願いしたい、2点目がコース内の腐食している枕木の取替え、3点目がコース内の老朽化したベンチの取替え及び増設、4点目が芝や雑草管理の回数を増やしてほしい、5点目がティーマットを左右両用に更新してほしい、最後に飯塚市のグラウンド・ゴルフ場が導入しております会員制といたしますか、月額料金体系を導入してほしいという要望の内容でございます。

また、利用者数でございますが、令和6年度、2024年度でございますが、町内、町外合計しまして、6年度は9,945名の方に利用していただいております。これにつきましては、ちょっと年々減少しているような状況でございます。

次に、収支につきましてですが、6年度、2024年度につきましては、収入、利用料金でございますが176万8,880円、支出が862万5,471円ということで、差引きでマイナスの685万6,591円というふうになっているところでございます。なお、この収支の推移についてでございますが、利用者数が減っているのと比例しまして、年々赤字は大きくなっているような状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、いろいろな、今、要素が報告されました。この中で利用人数が確かに減っているのは、これは恐らく今後は続くだろうと思うんですね。それは飯塚市のほうでグラウンド・ゴルフ場、直線距離でどれくらいでしょうかね、2kmあるかどうか分かり

ませんけども、そうしたところでできてますので施設もしっかりしていますし、グラウンド・ゴルフ場自体もいろいろな整備ができています。

それと、今までここは飯塚市、嘉麻市、桂川町、それからほかの市町村から多くの方が見えてありましたけれども、どうしても分散していくんだらうと思います。こうした問題がありますので、今後も減っていくんだらうと思います。そうしたら、収支も非常に厳しい形が出るんじゃないかという、これは私の考え方というよりか、文教委員会の一致した考え方です。

そうした中で、普通、議会であれば執行部に対して、あれもこれも要望を受けなさいよということになるだらうと思いますけど、その中で文教委員会も一定の考え方なりを出しました。できるものとできないものはしっかり、その代わりできるものは早く、スピード感を持って整備するべきではないでしょうかというような形で、江藤課長のほうにも強く申し上げました。また、課長のほうもスピード感を持ってこれをしていただいたと認識はしておりますけれども、この中で、できる分とできない分、これがはっきり行政的に分かれば御報告をいただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） 1点ずつ要望につきまして説明していきたいと思います。

まず初めに、クラブハウス休憩室に冷暖房設備を設置してほしいということでございますが、皆様御承知のとおり、グラウンド・ゴルフ場のクラブハウスにつきましては、構造上吹き抜けになっておりまして、空調設備、設置するにはちょっといろいろ構造上問題がございます。施設本体を改修する工事が必要になる可能性もございますので、御利用の皆様には大変御不便おかけしますが、扇風機や冷風扇、ストーブ等を活用し、対応していけたらというふうに現在のところ考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに今のところ思っております。

次に、コース内の腐食している枕木の取替えでございますが、腐食の激しい、現在8本ございますが、この購入費を新年度予算に計上いたしておりますので、議決いただけましたら速やかに対応したいというふうに考えているところでございます。

次に、コース内の老朽化したベンチの取替え及び増設についてでございますが、老朽化したベンチの入替えにつきましては、ベンチ8台分の購入費を同じく新年度予算に計上いたしておりますので、同じく議決いたしましたら速やかに対応したいと思います。

それと、これは参考までに御報告でございますが、昨年12月に嘉徳総合高校の生徒さん手作りのベンチ2台を寄贈、受けておりますので、現在グラウンド・ゴルフ場で活用させていただいております。今後もベンチにかかわらず、老朽化した設備、備品につきましては必要に応じまして予算化の上、速やかに対応していきたいというふうに考えているところでございます。

すいません、ちょっと長くなって申し訳ないんですが、次に、芝や雑草管理の回数を増やしてほしいということでございますが、コースの管理につきましては、常に最善の状態を保つように

専門業者に草刈り、除草、目土散布、害虫駆除、防草剤の散布、生け垣剪定等を年間を通じて委託の上、管理をしていただいているところでございます。また、日常の細かい管理につきましては、委託しております管理人さんに対応していただいておりますので、御不便な点ございましたら、その都度、御要望をお伝えいただけましたら、必要に応じまして可能な限り対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、ティーマット、右打ち左、両方用に更新してほしいということでございますが、これにつきましても新年度予算で計上いたしておりますので、議決後は速やかに対応したいと思っております。

最後に、料金の改定でございますが、飯塚のグラウンド・ゴルフ場が導入しております月額料金の導入でございます。これにつきましては、一概に飯塚市と料金体系、金額の比較は難しいのですが、先ほど利用状況、収入状況を申し上げましたとおり、毎年桂川町におきましては、収支はマイナス状況ではございますが、多くの町民の皆様にはグラウンド・ゴルフ場を健康づくり、仲間づくりの施設として御利用していただきたいという思いで、財政状況が厳しい中ではございますが、現在の利用料金を維持し、運営をいたしているような状況でございます。できる限り、苦しい財政状況の中ではございますが、現在の料金体系を値上げせずに維持していきたいというふうに現在のところ考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、ちょうどいい時間になりましたので、この問題については、お昼、再度質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） では、暫時休憩します。再開は1時からです。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、質問を続けさせていただきます。

今、江藤課長のほうから、できるやつとできないやつ、明確に、今、回答をいただきました。

実は、文教委員会の中でも、先ほど申しましたけど、大体同じような考え方を皆さん言われています。非常に厳しいと。それと今まで、これと別にこういう施設を建てるときは起債が起こっていたんですけども、そうしたものを返した中で、現実的にそうしたものがない状態で収支計算ということになってきたら、もう完全な赤字だということで、言われました。

そこで、飯塚市さんのほうが若干安いということで、住民の皆様からは、そういう声を聞くのは、これはもう仕方がない、現実にそういう問題がありますので当然の話だろうと思います。

しかし、ここを利用される方、また、一般の町民の方が、その状況を把握できない場合もありますよね。本当にそうなのかと、ただ単純によそとの比較とか、その中だけでここまでできるんじゃないかということです。

私は、逆にそうした中では、いや、うちはこれだけきついですよと、だからこのまま維持させてくださいとかいう形でね、この収支をきちっと、例えば、ここで問題は起こってますんで、グラウンド・ゴルフ場だけでも、実際これだけ入って、これだけかかっているんですよと、そういうものを公表していきながら、利用者の方に御理解をいただくと。今まで行政にはそういうことはなかったんですけど、そういうことも一つの方策だろうと思います。その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） 先ほどお答えしましたとおり、収支、利用状況につきましては、社会教育課は各種施設を抱えておりますが、公表することにつきましては、やぶさかではございませんが、町内、グラウンド・ゴルフ場だけでなく、各種公共施設がございますので、関係各課と調整の上、経営状況等の公表につきましては、その可否も含めまして、桂川町としての統一したお知らせ、公表、対応できたらというふうには、社会教育課としては考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） あわせて、町長はどのように考えてあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、公表の仕方とか内容等について、当然、協議する必要があると思っております。

議員の御指摘のように、ただ単に数字だけを公表することが、本当に住民の理解を得られるのかどうか、そのことについても協議をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 協議をされるということですので。十分、協議していただきたい。

ただ、公表しないでもいいかということになってきたときには、私はできるだけ、方法とか内容、これは執行部がしっかり練って、結局、住民の方に自分たちの財政状況を示していくというのは、その方法論については、私たちから、こうしなさい、ああしなさいというのは、別に委員会の中でも出ていなかったんです。

ただ、この公表に関しては、私のほうからはそういった形で、例えば、ほかのところでも、そ

ういう問題があれば、きちっと対応していったほうが理解が——これだけじゃないで、全体像として御理解をいただけるんじゃないかなということで、ここで町長の見解まで聞きました。

次に、先ほどから言われています管理人等の最低賃金ということで、これから総務課に質問している中でも出てくるんですけれども、これについて対応はしっかりできているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） グラウンド・ゴルフ場の管理人さんにつきましては、昨年11月16日付で最低賃金が改定されましたので、改定額による支払いを今年の2月支払い、これ1月分の賃金でございますが、その支払いと合わせまして、11月、12月分の差額を遡及してお支払いしているところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。それでは、グラウンド・ゴルフ場については、これで終わりたいと思います。

それでは、これから総務課と井上町長のほうに質問していきたいと思いますが、先ほどから雇用形態の変更を、今回そうした問題を含めて、委託職員等の賃金の対応についてということで、私は質問をしていきたいと思います。

今までは、柴田委員長をはじめ、質問があっていたのは会計年度職員の処遇、やはり少し差別化があるんじゃないかと、そうした形の中の観点で質問があったと思います。

私は、この中でも、前回も質問していましたが、今回は、まず委託職員の賃金の対応についてということで少し触れさせていただきたいと思います。

その前に、会計年度職員のフルタイム・パートタイム職員ということで質問を出しましたので、そこから回答をいただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 会計年度任用職員の任用形態につきましては、常勤職員と同じ勤務日数で働くフルタイム職員と、勤務日数等が決まっておりますパートタイム職員がいらっしゃいます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） その数は大体のどこ、分かります、分かりません。分からなかったら、分からないで結構です。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） すみません、正確な数はちょっと手元にはないんですけども、100名は超えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。

それでは、前回、私ちょっと質問させていただいたんですけども、前回の一般質問の中で、人事院勧告によって桂川町職員の手当が上がっていくという中で質問をさせていただきました。

そして、その大きな要因としては、4月に遡及して1年分払います。厳密には11月というような縛りがありました。今回は、そうした中で、私は当然、嘱託職員も、当然ながら上がっていくものだろうと思っていました。

ところが、総務課長のほうとか、私のほうに入ってきた情報によると、毎年、嘱託職員、そうした方々には翌年度から上げてきた経緯があるそうです。翌年、分かります。人勧が出るじゃないですか。それと、人勧とちょっと違うんですけどね、最低賃金の改正であるんですよ。ちょっと勘違いしやすいですよ。両方あるんですね。一般的には、ここの中では人勧という大きな流れがあります。ところが、民間は最低賃金という流れがあります。それで嘱託職員の場合は、人勧、使いにくいという部分があるんじゃないかと、これは私もよく分かりませんが、そういう考えを持っています。

ところが、嘱託職員の場合は、例えば人事院勧告、結局、嘱託職員の中で、ちょっと間違えやすいんですけどね、最低賃金の改正が大体遅いんですよ。10月とか11月。大体、人勧が出るときに合わせて、ちょっと前に、それも必ず出るかどうか分かんないですね。議会の中でも、最低賃金を上げてくださいという要望書あたりが出たりとか、それに賛否はありました。ですけども、大体遅く出るんです。だから、そこから遡及しても、例えば8月とか9月出たとしても、9、10、11ぐらいの期間しかないんですよ。

だから、それでも、やはり今日の労働基準法とか最低賃金法でいけば、少なくとも上げなければならないになっているんですね。これは、普通の人事院勧告で強制力があるんですね。それしなかったら違法なんですよ、現実的には。その認識があるんですかということで、私は——総務課長が悪いわけじゃないですよ、そういう問題はどうした機関で決定していくのか。例えば町長が入って、三役の中で決まっていくのか、総務課が入っていくのか、財政が入っていくのか、そうした中で、どっかで決めると思うんですね。ただ、そのこと自体を知らなかったということもあるかも分かりません。

でも、今後の一番重要な部分、この部分は法的に守る必要があるんじゃないかと、私は認識。だから強く、何で上げないねと。それは人勧の部分は強制力ないんですね、地域の状況に合わせて上げてください。例えば、桂川町が来年、物すごくきつくなって、もうきついよというようなことになったときは、町長の判断で、ひよっとしたら申し訳ないと、議会も申し訳ないけど、ひよっとしたら下げただけませんかとかいうふうなことも起こり得ることはある。だからこれは、

裁量は町長のところに、ある程度あってくるんですね。我々の場合とか町長の場合は、まだ別の部分あります、そういうようなものがあると思います。だから、私は強く申し上げました。そして、至急対応しますということで、結果的には上がりました。それは結果論です。

でも、そこに行く前にね、例えばそういうことがあれば、ひょっとして課長会で話ができれば、いや、それいかんよと、これは最低賃金法に引かかるから上げないかんとやないですかと、4月からじゃいけないんやないですかと、今までの結果はどうだったんですかと、そういう精査ができてないんですね。

だから、私が一般質問した中を、ただ、そのときだけの一般質問として留めてもらうんじゃないかと、一般質問は、今いろいろな形でされてますが、ここの意図とするところはどこにあるかというまで、やはり後から、この議場だけじゃないで、終わった後に確認してもらって、いや、これ、したいんよということであれば、それが適法であり、正しければ、私はそういうふうに進んでいくべきだろうと思うんですよ。

でも、例えば、これ総務課長がそういう報告した、でも総務課長だけが悪いっちゃんないんじゃないかなという、私は今ずっと勉強していて、そういう機関がなかったんかなと、決める人がいなかったかなというふうな感じで思ってます。この点について、町長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、この最低賃金についてですけれども、最低賃金については法律がありまして、最低賃金法という法律があるわけですが、これは国の機関、特に厚生労働省の中に中央最低賃金審議会というのがありまして、ここが大本の考え方の提示を行うと、その国の提示を受けて、各都道府県に同じように地方の最低賃金審議会というのがありまして、だから福岡県には福岡県のそういう審議会があります。

この審議会が審議をした結果として、県に——これ、私もちょっと知らなかったんですけれども、各県に労働局長という人がおられて、その方が最終的に決定をするということで、その決定の通知については、もうマスコミ等でも流されておりますように、昨年で言えば11月の16日ですか、それで出されているということです。

ですから、最低賃金ですから、それを上回る賃金を支払う、いわゆる使用者にはその義務があるということになります。この法律に違反した場合には罰則の規定がありますので、非常に重たい法律の内容であると、そのように理解しています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そのとおりですが、それは総務課長のほうも、十分、私の説明の中で理解していただいて対応はできたと思います。

ただ、私が一番心配するのは、総務課長が決めたというイメージよりか、そこを全体が知らなかったと、違法になるということを知らなかった、これ違法になるんですよ。しなければならぬですよ。その部分を、やはりしっかりする必要があるんだろうと思います。

それと、たまたま、今回最低賃金の中でも、会計年度職員の制度が若干変わるような感じで、町長、お聞きしていたんですね。その中で、例えば委託職員が、今、何名おられますかね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 委託職員につきましては、現時点で36名いらっしゃいます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 36名ということで、今お聞きしております。この36名の中で、先ほどの町長の説明の中では、必ずしも全員が会計年度職員になるわけではありませんよというお話ですよ。そうですね。そうした中で、なるわけでないとしたとき、町長の意向としては事務的な仕事をする方ということでお話を聞きましたので、今、残られてある方の委託職員、この職責と配置場所について、総務課長のほうから報告を受けたら助かります。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 残られているということは、委託でそのまま来年度も残るといことです。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 例えば、36人おられるじゃないですか、嘱託職員で。例えば管理人さんがどこか、例えば体育館だとか、いろんな職種あると思うんですね。その現実的に働かれています場所、これをちょっとお聞きしたいなと思って、今、質問をしました。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 失礼いたしました。主な就労場所や業務等につきましては、まずバスの運転手、総合福祉センター、総合体育館、グラウンド・ゴルフ場等の施設管理人、役場の宿日直等がございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そういうことで、この中で例えば36人のうち、この中でね、先ほど町長の言われたので、できたら事務職的な、例えばパソコンが打てるとかね、そういう人たちを会計年度職員にしたいというようなお話がありました。間違いないですよ、それでね。いろいろ動くかも分かりませんが、大体そういうことで。後でよう聞きます。

そうした中で、例えば、この中のバス運転手さん、それから総合福祉センターはちょっと別にして、総合体育館、グラウンド・ゴルフ場管理人、それから役場の宿日直、こういう人たちが、まず、今の町長の考え方の中にはパートには、会計年度というのは難しいんじゃないかなと思っ

て、職責、思います。というふうな形の理解でいいんですよね。

だから、役場として、会計年度職員として使いたい方をというような考え方でいいんでしょう。ちょっと教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる業務の内容によって、会計年度任用職員と委託職員との振り分けを行っているということです。

これは、担当のほうで弁護士等とも協議をした結果で、その調査を行ったわけですがけれども、いわゆる契約の内容とか勤務時間、あるいは勤務場所の拘束状態、それから業務そのものがいわゆる指揮命令下にあるかという、そういうような観点からチェックをして、そして会計年度に該当すると思われるものについては会計年度で採用をします。

ただ、委託で継続する部分については委託で継続し、そしてまた先ほどから出てます最低賃金、これについては確保していきますという形になると思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ということは、実質的に今のところ、例えば宿直室とか、いろいろなところは難しいということですよ。だから、36名おられる中で、その中に何名かいうたら、三、四名というような形になるんだろうと思いますけれども、現時点は。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 来年度、会計年度任用職員に移行している職員は27名を予定しておりますので、ほぼ会計年度任用職員になるような形でございます。残る方につきましては、業務の内容がちょっと出来高払いみたいな形の方に、例えば場所が決まってない、勤務時間の拘束がないような出来高払いのような業務の形になる方については、そのまま委託契約の形で残させていただくような形になっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そしたら、ちょっともう、あまりここは論点の場所じゃないんですけども、運転手さんとか、例えば、そういう方あたりも会計年度職員になっていくということですね。あと中身は——それでいいんでしょう、それでいいんですよね——相当数の方が会計年度職員になっていくと、嘱託職員で残る方は少ないという形でいいですね。

ただ、そうやってきたとき、また財政的に見たときは、雇用保険とかいろんなをつけていかな、なりませんよね。そうしたときに、やっぱり今、言うたごと、先ほどから、柴田委員長からも財政的なものとか、いろんなもの、関係あるんじゃないかというのは御指摘いただきました、そこら辺のも。

それとは、やはり、こうした職種の方に関しては——会計年度職員——やっぱりある程度スキ

ルと、もう一つは管理体制。僕、ひとつ思うんですね。ただ、会計年度職員にしました、誰もそこに上司がいません、今までどおりですよでは、そこに持っていった価値観は薄いと思うんですね。

だから、例えば、会計年度職員でもって、町の職員として、一体としてできるような部分が出てくればね、非常にいいだろうと思うんですよ。でも、それが出てこなかったら非常に厳しい部分があると思いますね。その点は、よろしく願いしていきたいと考えます。

それでは、これからは、桂川町の住宅新築資金貸付事業特別会計条例の廃止についてということでお伺いをしていきたいと思えます。

まず最初に、この目的と登記上の問題点、これについて、課長のほうにお尋ねしたいと思えます。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 制定の目的としましては、歴史的・社会的な理由により生活環境等の安定向上を阻害されている地域の環境の改善を図るため、当該地域に係る住宅の新築・改修または土地の取得についての必要な資金の貸付けを町が実施する目的で制定されました。

貸付け時の問題点としましては、地域改善に基づく貸付制度という性格もあり、貸付けをする際の審査の甘さ、貸付金に付随する担保の確保、抵当権の設定などが不十分であったことによると思われます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これ、抵当権設定も何もなかったんですよ、当初ね。ないまま、たしか600万、600万あったから、1,200万前後あるんだろうと思うんですけども、そうした担保を取らなくて貸し付けるというような流れがありました。

これも私も、それはいろいろ調べて。ただ、今言われるように、歴史的・社会的理由により、そういう環境整備がきれいに整っていたということは、町にとっても成果が非常にあったんじゃないだろうかと思えます。そこで、これはあれですけども、そんなに問題のある点ではないんですよ。

貸付金利はどのような形になってましたか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 貸付金利につきましては、昭和49年から昭和61年に2%、昭和62年から平成3年、2.8%、平成4年から平成10年、3.5%となっていました。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。ちょうど、この貸付利息は、私は固定か

など思ったのに、3.5ぐらいから大体固定になったんでしょうね。その前はもっと安かったという認識でいいですよ。

そうした中で、こうした形で動きました。その当時ね、一番多かったのは住公——住宅金融公庫というのがあったんですね。私も金融機関に入らせていただいて、その担当もさせて、貸付事業も、自分がしたというよりは、お手伝いはさせてもらった記憶があります。そうした中で、当時の住公——今はもう住宅金融公庫というのはなくなりましたが——たしか貸付金利5.75ぐらいのところで、3.5ということであれば、非常に地域の方、助けられたと、利息的にも私は助かった部分だろうと思います。これは、率直に感謝をしなければならない事業であったかと考えております。

それでは、3番目として、私債券と公債権、意外と難しいんですよ、これが。図式にしたら簡単なんですけども、中身が難しいね。読み取り方とか基礎的な考え方、これについて、もう一度、復習の意味でお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 私債権とは、行政庁、いわゆる役所と相手側との対等な立場で、契約など、当事者間の合意の下、基づいて発生する債権です。民法の規定により、令和2年4月1日以降に生じた債権は権利を行使することができることを知ったときから5年間、権利を行使することができることから10年の時効期間の経過と、債権者による時効の援用によって消滅します。時効の援用がなければ消滅しません。本町の業務では、住宅新築資金貸付金及び町営住宅使用料、水道料金などが該当します。

また、公債権とは、地方自治法第231条の3第1項に規定されている債権です。国や地方公共団体が国民や企業に対して請求できる権利のことです。時効が原則5年で、時効の援用は不要です。本町の業務では徴税、いわゆる町県民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険、保育料、道路占用使用料、行政財産使用料、泉ヶ丘団地汚水処理使用料などがあります。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ということは、この住宅新築資金に関しては時効の援用をしなければ時効等が成立しないと。そして、例えば、大きく分ければ、この公債権に入る部分は自動的に民法規定の時効で成立するという考え方でいいんですよ。分かりました。そういう形になっているということで理解をしたいと思います。

そして、今まで援用規定で——まだ質問事項を言ってなかったけど——援用、私のとは時効じゃないですかというようなことで成立した案件は、私が知る限り、ないと思うんで、それはない

よね、ないでしょ、ないと思いますけど。

○議長（林 英明君） 質問にいいですか。古野課長。

○税務課長（古野 博文君） すみません。時効の援用を該当したものについては、過去にあったかと思います。ちょっと詳しく、今、手元に資料はございませんけど、御説明しているとは思いますが、過去に。すみません。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これは、これまで債権回収のために競売等が処理されてきたと思いますけども、件数と金額を教えてください。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） これまで債権回収のために競売等の処理がなされた件数ですけど、合計で3件、金額にして2,652万7,963円となっております。

○議員（9番 原中 政廣君） 中身。

○税務課長（古野 博文君） 内訳としまして、平成30年に貸付金の請求訴訟540万6,589円。平成30年、担保権実行、競売ですね、これが1,197万1,374円。令和7年、担保権の実行、競売915万となっております。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 30年と令和7年に集中していますよね。その中身は、そこまで聞いても、今回これを廃止するわけですから、そこまではよろしいんですけども。

この担保権実行という言い方になったとき、例えば、担保を取って抵当権を設定していました。支払えないから、これを競売にかけて債務を減らすというような形のものということですよ。それで間違いないですよ。

それでは、貸付金の請求訴訟ということで、この中身がちょっと分かんないんですけども、そこを教えてください。誰か分かるかな、貸付金の請求訴訟。訴訟やから、恐らく弁護士が相手に対して何らかの法的措置をしたということなんですね。したということなんですね。それは何ですかね、訴訟というのは。

例えば、訴訟、裁判で戦ったということですか。それとも、これは下は担保物件で、2つは担保物件の、例えば、法務局なら法務局のほうに、そうした申請をしてやるということなんです。

これはどういうことを意味していますかね。訴訟法か、それ等について、分かる範囲でいいです。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 平成30年に貸付金の訴訟の訴えというのをやっております。タブレットの中にも、多分、過去に報告事項として上がっている部分があるかと思います。当時の貸

付金がなかなか回収できない方に対して、訴えの提起をしているという内容のものでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 貸付金の、この弁護士を使ってやったということですね、訴訟やから、請求じゃないから。弁護士からやっていただいたということで、その金額、合計が約2,600万あるということだろうと思います。それはそれで現実として受け止めなければならぬと思いますけども。

そして、これも、平成30年だから、債権管理条例との関係があるんでしょう。違う。

それじゃ、次、行きます。トータルのいきますから、不納欠損処理はいつからできるようになったんですか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 桂川町におきましては、平成30年度に桂川町債権管理条例が制定されたことにより、債権の放棄、私債権の放棄等ができるようになり、適正な審査の下、不納欠損処理ができるようになりました。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。そういうことで、ということは債権管理条例は若干、うち遅れとるんですよ。福岡県あたりから指導はあったんですよ。ちょっと、うち、何でも遅れぎみはあるんですけど、早くしなきゃならないやつが遅れを——このとき私、問題提起したこと、そうかな、問題提起したのかな、そういう記憶ちょっとあるんですけどね——遅れている。もう、よそは早くから始めとるんですよ。だから早く処理できた。でも、うちは——私、監査にそのことを言った覚えがあるんですけども、そういう記憶があります。それは間違いなく遅れとるんですよ、若干ね。違いますかね、どうぞ。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 私も、このことはあまり詳しくはございませんでしたので、申し訳ありません。ただ、この条例ができたことによって債権回収がかなり進んで、やりやすくなったということだと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私が今度は、もう、できとるんやから、早うしとけば、まだ早くできたんじゃないですかということが意図とするところで、債権管理条例をつくらなかったから遅れたということになってくるんですよ。そういう理解でいいでしょ。はい、分かりました。したら、そういう形で理解しておきたいと思います。債権管理条例ということです。

そして、本来はちょっと順番が違うんですけどね、わざと一番最後のほうに持っていったんですけども、この貸付事業、同和対策事業でいろんな、やりました。特措法の中でも、いろんな形

の中で、千代ヶ浦溜池、それから中屋橋、ライスセンター。最後は、関連して浄水場付近の道路も、たしか、あれでやったんですよね、課長ね、原中課長。そういうような、最後、拡張して、それから土師8の道路整備とかいう形で。その間、一般財源がほかのところに持っていったんですね。そこでいろんな仕事をする中で、というような、私は理解しております。

それで、ここで貸付事業の原資。今、滞納金とか不納欠損とかいう形のものがよく出てます。私が冒頭に、この債権条例のところ、古野課長が説明されたとは、例えば、何千万残ります、これから回収しますよというようなお話がありました。演壇で説明ありました。でもね、それだけで本当にいいのかなど。その経緯あたりは、皆さん全然知らないで、そのことだけを、今から回収していきますという話ですよ。今から、その点は議員の皆さんも職員の皆さんもしっかり聞いていただきたいんですけども、流れがあるんです。

だから、この原資について、これは恐らく財政課長あたりが詳しいかも分かりませんが、この原資について、ちょっと説明を受けていきたいと思います。どうぞ。課長の――町長、ほんなら、いきましょう。これは、どなたって入れてなかったから、どなたでも、一番詳しい方でオーケーです。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 貸付金の財源は、4分の1が国庫補助金、4分の3が起債になっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ということは、住宅新築資金が、先ほど1,200万と申しましたが、ちょっと計算しにくいから1,000万で考えてみましょう。1,000万で考えたとき、今の課長の説明では4分の1が国だと、そして起債、役場が――金融機関とか、恐らく農協が分かりません。自分のとこの自主財源じゃないね。国、県から起債を起す場合もあるかも分かりませんが、恐らく国は、うちは4分の1を出しとると、あとは各町村で都合しなさいというような形だろうと思います。ですから、この起債は、例えば銀行借入れだと。そして、そのときの金利のざやと、住宅新築資金の3.2とか3.5のざやが、町の財政的には必要だというような、私、認識を持っているんですけども、その点について、再度説明をお願いします。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 貸付けと償還の仕方なんですけども、まず先ほど言いました国の25%分と町の75%分、これ足して貸し付けをしますと。その1,000を貸したものを1,000返していただきます。この国庫補助金はそのままになるんですけど、町が借りた分は、当然、金融機関に返しますと。そうなったら、ここに25%分、250分の分が残るように見えるんですが、これがさっき言ったような金利の差ですね。貸し付けたときは2から3.5%、た

だ、借り入れのときに6%とか7%とか、ちょっと高い時代だったので、ここの金利差がありますので、その金利差を町が負担する分をここで補てんする、あるいは人件費、事務費、そういったものもここで補てんするという形になって、大体とんとんになるかなというような設計だったように聞いております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私も、こちら辺のところは、あまり詳しくなかったんです。ということは、例えば、極端な言い方をしたら1,000万出ましたと、250万は——4分の1だから250かな——250は、もう町にちょっと置きますよと。そして貸付けするのは1,000万だけど、それに取る金利と、例えば、そのとおりきちっと、例えば事務経費も要らなかったとしたら、250万は町で、結局、自分のところで使ってくださいというような制度設計の中で各町村も取り組んだという理解でいいですよ。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 事務費等が発生しなかったらそうなるんですけど、基本的に発生しますので、それがちょうど250の部分で埋まるでしょうという、そういう制度設計だったと聞いてます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そういうことは、まあまあ。そうした中で、やはり、すむ中で、例えば2億ぐらいの基金あたりを町の一般会計に入れましたよね。それと、例えば事務所費も何千万か、私、入れたと思うんですが、そういうなどの歩留りを一般会計に入れたという考え方でいいですかね、それでいいんですね。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 過去に調べたときに、人件費を取ってない時期がかなり多かったので、それを計算すると、おおむね、その基金の残高と符合するような形になっておりました。なので、一般会計のほうに入れさせていただいたということでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、次に行きたいと思います。こうした形の中で一般会計に入れた部分はあると思います。そして、この中で貸付け、今、言われた中身に入るかも分かりませんが、一般会計に移行するとありますけど、事務の効率化がどのような図られるということになっているか、どのような形に、特に図られるんですかね、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 特別会計から一般会計への繰出金、繰入金等がなくなります。また、

債権の回収が進むとともに滞納額が減少することになり、歳入が減少し、将来的に予算が組めなくなる問題が解消でき、柔軟に予算の措置が対応できます。一般会計の事務処理については、今までと同様に税務課で債権の回収や補助金の申請などを行ってまいります。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そういう形になるだろうと思います。

そこで、私がここで最終的に申し上げたいのは、こうした事業の中に、最終的に——今幾らかな——4,900万か、そういうものが残るということで、単純にその4,900万が残るというような形では、私はないと思うんですね。何でかという、今までの経過の中で、最初申し上げましたように抵当権設定がなかった、それから競売することができなかった、債権管理条例ができなかった。これは桂川町だけじゃないんです。全体的な町村の、金融的なものを分かんないで役場が貸付事業を行うわけですね。当然ながら、不具合が出てくるわけですよ。そうしたものが、やはり、いろんな形の中で出てきたんです。

確かに、私も金融機関の中におったときによく分かるのは、若干、例えば100件融資したら、どうしても不良債権的なものが出てくる可能性あります。しかし、それをどう早く処理するかが、大きなウエートです。それによって銀行も困らないし、その貸付けを受けた方も困らないというのが貸付事業の基本的なものはありますけれども。そうしたものが、若干そういった部分が、結局、滞納金が残ってますよという、もう単純な発想の中で処理されるのは、私的にはなかなか納得はできない部分もあります。

ただ、先ほど言われた250万を含めて、町のほうにしっかり入ってきてますんで、端的に言って、この事業によって桂川町がこれだけ損害を被りましたよとかいうことがあれば受けたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 先ほどお話ししたような制度ですので、町が特段、何か大きな負担をしたということはないと思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 質問の中身が飛び飛びになりましたけど、どうしてもお話ししたいところが、そういうところが自分の心の中にあっただから、話しました。

そして、今後も、こうした回収したお金は、町の一般会計に入っていくということですよ。そして、事務手続的な費用に使うという考え方でいいわけですね。それでいいわけですか。

今いろいろ課長との両課長との、したんですけども、こうしたもんをしっかり、もう今から先だんだん、それ担当した人がいなくなるんですね。だから、できるだけ詳しく、説明を各委員会

でもしていただきたいと思います。

それと、この中で市川弁護士との契約が、これは特化しています、債権管理条例ですね。この契約内容について、課長のほうに若干お尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 市川弁護士とは、住宅新築資金を主に担当される専門の弁護士さんであります。県の講習会等でも講師をされたり、そういうことで広くこの住宅新築資金に通じてる方であります。

貸付金の回収に関する法的な問題や具体的な手続について、迅速に相談していただけますので、今後も市川弁護士とも契約をしてまいりたいというふうに考えております。また、特別な事案についても、別途契約していきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そうですね、そういうことです。

特に市川弁護士、これに対して、ここは基本的には、福岡県がいろんな形の中で、事業の中で、市川弁護士との関係で各町村はされてある。その中で、うちは今、弁護士が3名おられます。町村にしては3名の弁護士は多いほうですね。たしか、古本さん、松尾さん、それからこの市川弁護士と、まあ、ここはこうした形の中ですってあるということですけども、この予算書を見てみます。3名の方の費用が毎年上がってくるんですけど、市川弁護士については、特段福岡県の配慮があるというふうに私理解していますけど、その点はいかがですか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 弁護士費用等について、県の補助金に該当する部分がありますので、その分で対応できているということがあります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） もう予算も組んであるから、具体的に例えば、あれは弁護士に対する直接支払い部分と、訴訟案件になったときに使う、例えば、40万円なら40万円で弁護士費用を組むやないですか、そしたら、20万円はもう何もなくても結局、契約として弁護士料として払いますよと、例えばの話ですよ。で、あと20万円に関しては、訴訟をしたときとか、あつたときに、例えば印紙代とか登録料とか、そういう形で使えますよと。私は、弁護士関係はそういうような形でできておると認識していたんですね。だから、半分はもううちのほうでみんな見て、訴訟がなかったら20万円戻ってくるというような形だったろうと思うんですけども、この市川弁護士に関しては、補助的には県が出してくるという認識でいいんですか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 県の住宅新築資金等償還推進助成金の補助対象という形で、弁護士法律相談に関する委託の経費等で対応できると思います。

また、今年度の予算につきましては、相談弁護士料として2万円の12か月、26万4,000円ほど相談料として計上しているような状況でございます。

また、別途相談する部分についても計上させていただいているところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、最後の質問に行きたいと思います。

やはり、こうした問題とかいろんな問題が、相談窓口、はっきりしてないのがありますけど、例えば、税に関するから税務課のほうだということでお見えになるだろうと思いますけれども、相談窓口というよりか、相談を受ける場所の確保、今、うちの場合はそうした、例えば、カウンターで受ける場合もありましようし、まあ、いろんな形があると思います。でも、私はこういう個人的な、この問題だけじゃないんですけどもいろんな問題の中でやはり場所の確保、これは必要じゃないかと。今、現実的に場所的には確保されてないでしょう。あれば教えてください。今、何かに使っているんじゃないですか。

○税務課長（古野 博文君） 相談窓口につきましては、原則プライバシーの保護のために、住民相談室等で相談対応を心がけているところです。

税務課の徴税職員はいろんな方を対応しているところもありますので、なかなか行き届かないところもおわび申し上げます。また、今後ともお気づきな点がございましたら、御指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。いろいろ長々と説明も受けました。

これも私よく分からないところあるんですけど、総合的には、この制度的な問題とか、直接的には町がものすごく損したみたいなこと、答えだけ見たらですよ。残りこれしか残ってないとか言ったときに。でも、皆さん初めてじゃないでしょうかね、この250万円あたりをそうした物に充てること。それだけ国が必要なんだと、改善事業と必要なんだということで、やはりこの制度、そして、各町村がこれに手を挙げてこうした貸付事業をしたんだと。で、そうしたものがいろんな形の中で不便もありましたけれども、債権管理条例とかいろんな政策の中で一定の終結を見た。そういう中で、この条例の廃止というような形になったろうと思います。そうしたところを私は今までいろんな形の中で携わってきましたけれども、そうした部分の説明がなかなか薄い、薄いから、負のところだけを前に出してしまう、これは私は間違いだろうと思います。ですから、各管理職の皆さんも議員の皆さんも、これはしっかり、今回、廃止条例の中を総務委員会のほうで受けてあります。説明はどの内容で受けられたか分かりませんが、そうしたものの

対応を今後も正確な理解の中で、こうした廃止を賛否を取っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（林 英明君） 次の一般質問は私ですので、議長席を下川副議長と交代します。

暫時休憩。開始は2時4分からお願いします。

午後1時54分休憩

午後2時04分再開

○副議長（下川 康弘君） それでは、会議を再開します。

1番、林英明議員。

○議員（1番 林 英明君） 県央のごみ処理施設について。

先月、2月17日、県央議会で九朗丸区の土地取得議案本契約における、私の賛成討論を読み上げます。

おとし12月、昨年1月と2回否決され、昨年11月26日やっと可決して、仮契約まで終わった物件を、今回もし否決となった場合、今後、地元地主との交渉は、今までどおり続くのでしょうか。とても続くとは思われません。これに要した期間4年半。新たな出直しとなった場合、地元同意に4年半、建物建設に四、五年、計約10年はかかるでしょう。

現在、桂苑は32年、飯塚クリーンセンターは28年経過しており、10年となると、どちらももちません。そのとき、他自治体で引き受けてくれるところがあるのでしょうか。もし、引受け可能としても膨大な運営費、また経費を払うことになるのは、避けられないでしょう。また、ごみ処理場建設費もとてつもなく高騰していて、10年後となると、とても払えるような金額ではなくなっていると思います。

このようにならないため、また、迷惑施設を受け入れていただいた地元地主の方々の思いに、敬意と感謝を込めて賛成いたします。

このような内容でした。

この賛成討論を採決の結果、8対6で賛成多数で可決いたしました。

井上町長の所感をお願いいたします。

○副議長（下川 康弘君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、地元の九朗丸区の皆様には、大変な御心配をおかけしましたことと存じます。心からおわびを申し上げたいと思いますし、また、変わらぬ御協力に対しましては、心から感謝を申し上げたいと思います。

なお、今、御質問は私の所感ということでもありますけれども、内容的に福岡県央環境広域施設

組合の事務に関することですので、その発言については差し控えたいと思います。

○副議長（下川 康弘君） 林議員。

○議員（1番 林 英明君） 土地取得の本契約の議案の可決により、一歩前に進むことができました。今後はさらに進めていかなければいけないと思っています。

1の2については、割愛します。

次の質問行ます。

認定こども園について。

県道桂川下秋月線から認定こども園への進入道路は、住民センター横の町の土地を利用するか、またはその横の川の対岸の田を買って橋を造り、そこから進入するかの二択です。田を買って、橋を造ることにした根拠は何でしょうか。

○副議長（下川 康弘君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 住民センター横の町の土地については、河川構造物と水路がございますけれども、これまでの距離が5mほどしかなく、安全な道路幅員を確保することが、困難であることが大きな要因でありました。

進入路の決定に際しては、現在の土師保育所、桂川幼稚園の先生方にも意見を聴取し、現状をお伝えした上で、保護者の皆様が安心して、送迎することのできる環境づくりを重視し、当道路の決定に至ったものでございます。

○副議長（下川 康弘君） 林議員。

○議員（1番 林 英明君） 私としては、住民センター横の町の土地はタバでもありますし、こちらのほうを推していました。

一方、文教委員会の何人かは田を買うほうを主張されていまして。また、そのうちのひとは、住民センターの横の町の土地の場合は絶対に事故が起こる、田を買って橋を造るべきだと強く主張してありました。ただ、現在は反対してあります。

課長の回答ですけれども、私の主張が通らずに残念ではありますが、それはそれとして尊重いたします。

とにかく、土師をよくする現状を鑑みますと、開園予定はかなり遅れていますし、現在あちこちでたがきていて、待ったなしの状態にあります。

私の最大の懸念は県央のごみ処理施設と同じように、遅れれば遅れるほど物価の高騰を招き、とんでもない金額になるのではないかと危惧しています。

それと、土師保育所はいつまでもつのでしょうか。今後の早期完成を望みます。

終わります。

○副議長（下川 康弘君） ここで林議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 11 分休憩

午後 2 時 13 分再開

○議長（林 英明君） 再開します。

議長を交代しました。

これで一般質問を終わります。

日程第 2. 承認第 1 号

○議長（林 英明君） 承認第 1 号令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第 1 号令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 4 号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

歳入予算では、15 款国庫支出金において、物価高対応子育て応援手当支給事業費国庫補助金及び同支給事務費国庫補助金の追加計上がなされています。

歳出予算では、3 款民生費において、ゼロ歳から高校 3 年生までの子どもたちに 1 人当たり 2 万円を支給する物価高対応子育て応援手当及びその支給事務費の追加計上がなされています。

当委員会では、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しまし

た。

日程第3. 承認第2号

○議長（林 英明君） 承認第2号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第2号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

歳入予算では、11款地方交付税において、財源調整により普通交付税の追加計上がなされています。なお、本補正後の普通交付税留保財源額は、1億3,095万円となっております。

歳出予算では、2款総務費において、機器の老朽による庁舎自動火災報知等設備更新工事の追加計上がなされています。

11款災害復旧費においては、施設の全焼による、ゆのうら体験の杜体験実習棟解体工事のほか当該施設に附帯していた電気、ガス、浄化設備の移設復旧工事費の追加計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第4. 承認第3号

○議長（林 英明君） 承認第3号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第3号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

歳入予算では、16款県支出金において、衆議院議員総選挙委託金の追加計上がなされています。

歳出予算では、2款総務費において、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る事務経費の追加計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第5. 議案第11号

○議長（林 英明君） 議案第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算

(第4号)について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、11款地方交付税において、財源調整のため普通交付税の減額計上がなされています。なお、本補正後の普通交付税留保財源額は1億5,308万3,000円となっております。

15款国庫支出金においては、国庫補助事業採択額の減に伴う、社会資本整備総合交付金地域住宅計画事業の減額計上がなされています。

16款県支出金においては、県からの予算配分の減に伴う、農村地域防災減災事業費県補助金の減額計上がなされています。

21款諸収入においては、ガバメントクラウド利用に係るデジタル基盤改革支援補助金の追加計上がなされています。

22款町債においては、県営七浦溜池改修事業に係る防災重点農業施設整備事業債について、財政措置がより有利な起債メニューに切り替えるため、追加計上がなされる一方、町営住宅建設事業債について、国庫補助事業採択額の減を受けての減額計上がなされています。

歳出予算では、2款総務費において、西鉄バス路線補助金が、本年度、赤字補てん額の決定見込みにより追加計上、また、戸籍の付票に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加記載するための戸籍附票システム改修業務委託料、及び住民記録システム改修業務委託料の追加計上がなされています。

6款農林水産業費においては、県からの予算配分の減に伴う溜池地震耐性評価委託料の減額計上がなされる一方、県営七浦ため池改修事業の一部前倒しに伴う防災重点農業用施設整備事業負担金の追加計上がなされています。

7款商工費においては、消費者生活センター運営事業市町村負担金について、センター職員の給与改定に伴う追加計上がなされています。

8款土木費においては、町営住宅椿団地解体工事について、国庫補助事業採択額の減を受けた減額計上がなされております。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件について、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長(林 英明君) 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(柴田 正彦君) 文教厚生委員会に関する主なものは、歳入予算では、16款県支出金において、私立保育園等に係る保育所等物価高騰対策費県補助金や、令和7年度途中に県が新設しました第3子以降保育料無償化事業費県補助金のほか、王塚古墳及び天神山古墳に係る文化財保存事業費県補助金が追加計上されています。

18款寄附金では、町内有志の方からの王塚装飾古墳館復旧支援寄附金と図書館図書等購入費指定寄附金が追加計上されています。

2 2 款町債では、王塚装飾古墳館に係る公共施設火災復旧事業債が起債対象経費の増等により追加計上されています。

歳出予算では、3 款民生費において、避難行動要支援者管理システム標準化対応委託料が、行政システム標準化移行の全国的な遅延により、令和 8 年度実施となったため減額計上される一方、私立保育園等に対し、電気料高騰相当分を補助金として交付する、保育所等物価高騰対策補助金が追加計上されています。

4 款衛生費では、小児休日夜間急患センター運営費負担金が、人件費上昇等の影響及び診療報酬の見込み減により追加計上。

1 0 款教育費では、歳入で述べました寄附金による町立図書館の書架購入費が追加計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（第 4 号）について、反対の立場から討論に参加いたします。

この案件には、マイナンバーに関する予算であり、デジタル化を名目に短期間で全町民の振り仮名を収集するという事です。よって、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 反対討論がありますので、これより議案第 1 1 号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） ありがとうございます。起立多数であります。したがって、議案第 1 1 号令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（第 4 号）については、可決することに決定しました。

日程第 6. 議案第 1 2 号

○議長（林 英明君） 議案第 1 2 号令和 7 年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田

委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、歳入においては、後期高齢者医療保険料において、保険料収納額の増額です。

それに伴い、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金において、保険料等負担金の増額です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 報告第2号

○議長（林 英明君） 報告第2号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 報告第2号専決処分について、過去工事請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。追加議案書の2ページをお開きください。

令和7年9月19日に9月定例議会において、議決を受けた桂川町防災無線更新工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更し、令和8年1月9日付で専決処分いたしましたので、報告をするものです。

1、工事名、桂川町防災無線更新工事。

2、工事請負人、ニシム電子工業株式会社北九州支店支店長西山芳治。

3、請負契約額、変更前1億4,977万6,000円、変更後、1億5,969万3,600円です。

専決処分報告の理由について御説明いたします。

桂川町防災無線更新工事の契約において、当初、既存の機器を継続してしようとしたものが、音声機器の確保及び完成後の機器の維持管理において、更新する必要があるとしたためと表記しております。この内容についてですけれども、詳細は後ほど参考資料で説明いたしますが、当初、契約時に既存の機器を使用する予定でありました。こういった機器がそのまま使用すると、音声に不具合が生じることが判明しまして、今後のそういう理由と、今後の保守点検上、その部材を継続して使うと維持管理を行うに当たり、更新することが望ましいと判断される機器の提案を業者側から受けました。その結果、請負業者と協議を行い、交換する機器を追加することが必要と、桂川町役場のほうでも判断し、追加変更契約金額991万7,600円を相手側と協議の上、定め、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年1月9日に専決処分いたしましたので、同条2項の規定により報告するものでございます。

次のページの参考資料1をお開きください。

請負契約額の増額費は991万7,600円です。当初契約額に対し、6.62%の増額で桂川町の町長の専決処分の委任指定で定められた1,000万円以下かつ10分の1の範囲以内の変更契約となっております。

2、主な変更内容でございます。

(1) 電話自動応答装置251万3,000円の増額工事でございます。この内容につきましては、一度防災無線で放送された内容を、再度、電話で無料で聞くことができるようにする装置でございます。これは緊急放送にかかわらず、町の放送について0120から発信される無料電話で再生することができる、こういう装置の機械が、更新がちょっと難しいということで、新たな機器を採用したというものでございます。

(2) 音声合成装置251万3,000円、これは音声合成ライセンス、こういったパソコンの中に音声合成ライセンスを入れて、パソコン上で入力した文字が自動でAIで音声を変換され、これが防災無線で音として放送される機能を持つ機器でございます。こちらについても更新が必要というふうに判断いたしまして、機器を購入する追加で工事するという内容になっています。

(3) 屋内拡声子局1基128万8,000円でございます。こちらにつきましては、グレインヒルズ区に既存立っております屋外の防災無線装置、こちらがグレインヒルズの中で新たに公民館がその後建築されまして、屋内のほうに設置する要望が出まして、この屋外から屋内のほうに拡声子局の設置を行ったものによる追加でございます。

(4) 外部接続箱11基276万3,000円でございますけれども、これは各行政区の元局といえますか、個局の元局から、その行政区の中に複数あるスピーカーのほうに音声を送る際に、それをコントロールする機材でございまして、こちらMC A無線からIP無線に更新する際に、そういう維持管理上変更する必要があるものでございます。

5番目に、チャイム付きマイク16基52万4,000円。これも各公民館等、行政区の子局の中にあるチャイム付きマイクの16基の更新でございます。これらの更新については、当初設置しました平成24年時から13年経過しておりまして、今後の維持管理上、補修等が難しいという内容も含めて交換する状況に至っております。

(6) 上記変更に伴う工事費として、31万6,000円の計上を行っております。

以上が専決処分を行いました報告第2号の説明でございます。報告を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第2号工事請負契約の変更についてを終わります。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時41分散会
